

花巻市子ども・子育て支援事業計画

イーハトーブ花巻子育て応援プラン

〔令和2～6年度〕

〈素案〉

令和 年 月
花 巻 市

目次

第1章 イーハートーブ花巻子育て応援プランの基本的な考え方

1	計画の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間	2
4	市の他計画との関係	3

第2章 花巻市の子どもを取り巻く環境

1	人口構成の推移	5
2	世帯構成の推移	5
3	婚姻件数と離婚件数の推移	6
4	ひとり親世帯数の推移	6
5	出生数と合計特殊出生率の推移	7
6	母親の年齢別出生数の推移	8
7	乳児等の死亡数の推移	8
8	労働力状態及び就業者数の推移	9
9	保護者の就労状況	10
10	女性の就業状況の推移	11
11	就学前児童数と幼児教育・保育施設等の入所状況の推移	12
12	就学前児童の年齢別施設在籍状況	13
13	小学校児童数と学童クラブ利用状況の推移	14
14	児童相談件数の推移	14

第3章 計画の基本理念・基本目標

1	基本理念	15
2	基本目標	15

第4章 施策の体系

1	施策体系	17
2	基本施策の内容	18

第5章 基本施策の具体的な取り組み

1	施策別主要事業の体系	25
2	主要事業の内容	27

第6章 教育・保育提供区域の設定及び教育・保育施設、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業の「利用見込み」の算定の考え方

1 教育・保育提供区域の設定の考え方	37
2 教育・保育施設、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業の「利用見込み」の算定の考え方	38

第7章 教育・保育提供区域における教育・保育施設、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業の実施計画（利用見込み、確保方策）

1 教育・保育の利用見込みと確保方策	41
2 地域子ども・子育て支援事業の利用見込みと確保方策	50

第8章 計画の推進

1 各主体の役割	69
2 教育・保育の一体的提供	71
3 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	71
4 計画の推進体制	71
5 進行管理	72
6 計画の見直し	72

〔保育園〕 児童福祉法では正式には「保育所」ですが、市内の全ての施設名が「保育園」であり市民にも馴染みがあることから、本計画書では「保育園」と表記します。

子ども・子育て支援 とは

子ども・子育て支援新制度を進めるための国の基本指針では、『保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくこと』と示しています。

第1章 イーハトーブ花卷子育て応援プランの基本的な考え方

1 計画の趣旨

わが国の合計特殊出生率[※]は昭和42年以降減少し続け、平成17年には過去最低の1.26を記録しました。平成29年に1.43と幾分回復したものの、人口を維持するのに必要な水準である2.07を大きく下回り、少子化が進行しています。

急速な少子高齢化の進行は、就労人口の減少や社会保障負担の増加、地域のつながりの希薄化など、社会経済への深刻な影響が懸念されています。また、共働き家庭の増加や長時間労働、非正規雇用の割合の高まりなどに対し、同一労働同一賃金や働き方改革などの取組が行われていますが、仕事と子育てを両立させることは依然として難しい状況にあります。

こうした中、国においては、少子化社会対策基本法等に基づき、子ども・子育て支援について総合的な施策が講じられてきましたが、平成24年8月に、子ども・子育て支援法をはじめとする子ども・子育て関連3法が成立し、平成27年度から「子どもの最善の利益[※]」が実現される社会をめざして、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保及び地域の子ども・子育て支援の充実の3つを柱とする「子ども・子育て支援新制度」が本格施行され、子ども・子育て支援のさらなる充実を図る取組がはじまりました。また、次世代育成支援対策推進法が10年間延長され、地域や職場における子育てしやすい環境の整備に向け、引き続き地域のほか事業主の取り組み支援の充実も図ることとされています。

本市においては、平成18年の合併による新花巻市誕生以来、花巻市次世代育成支援行動計画「21イーハトーブ花卷子育てプラン」を策定し、「子どもが 親が 地域が育ち 子育てに喜びを感じるまちづくり」を基本理念として、家庭や地域、事業者、行政等の各主体が連携・協働しながら、次世代育成支援対策のための取組を進め、平成27年3月にはこの計画を引き継ぐ計画としての位置づけを併せ持ちながら、子ども・子育て支援法に基づき5年を1期とする総合的な計画として、花巻市子ども・子育て支援事業計画「イーハトーブ花卷子育て応援プラン」を策定し、これまでに子ども・子育て支援に関する様々な取組を行ってきました。

このたび、第1期の計画期間が終了することから、次期計画を策定し、今後5年間の本市の子ども・子育て支援について各種の事業を実施しようとするものです。

※合計特殊出生率 : 人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの平均数を示す。

※子どもの最善の利益 : 損得の得、もうけ、有利ということではなく、子どもにとって最も良いこと、子どもの福祉に最も合うこと。

2 計画の位置付け

(1) 子ども・子育て支援法に基づく計画

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】
 （市町村子ども・子育て支援事業計画）
 第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

(2) 次世代育成支援対策推進法との関係

次世代育成支援行動計画の法的根拠となる次世代育成支援対策推進法は平成27年3月までの時限立法でしたが、一般事業主行動計画の更なる推進という観点から、令和7年3月まで10年間延長することとなりました。これに伴い、同法第8条で定める「市町村行動計画」の策定は法的には任意のものとなりました。

しかし、本市では、可能な限り次世代育成支援行動計画「21イーハトープ花巻子育てプラン」の内容を本計画に引き継ぎ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせることにします。

【次世代育成支援対策推進法（抜粋）】
 （市町村行動計画）
 第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、（中略）その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

3 計画の期間

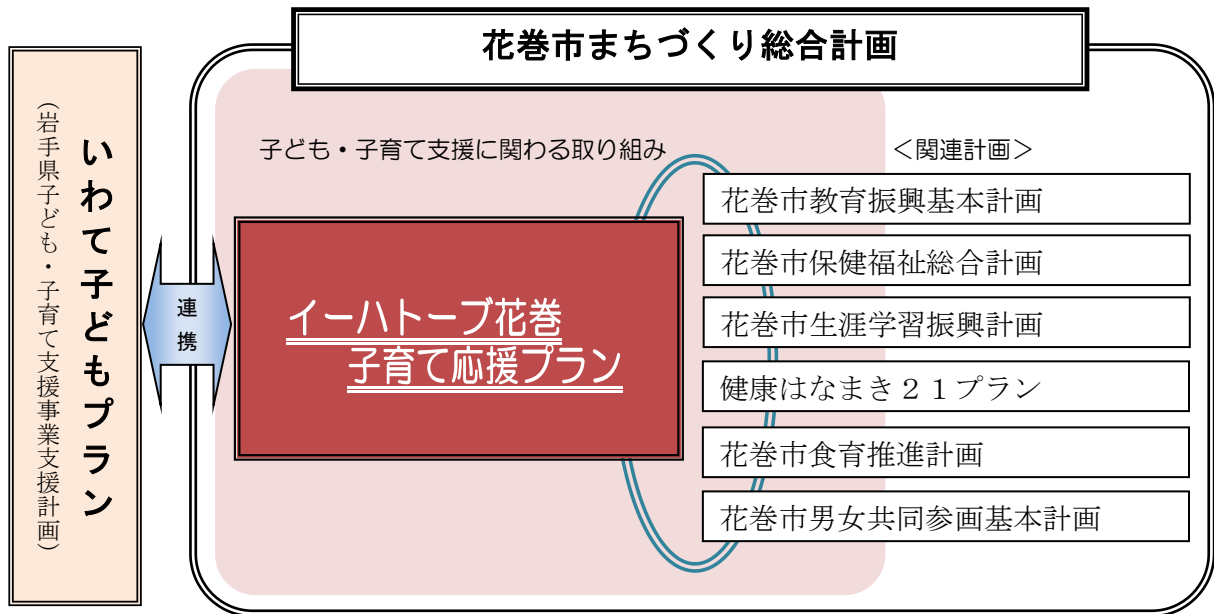
本計画は、令和2年度（2020年度）を初年度とし、令和6年度（2024年度）までの5年間を計画期間とします。

計画期間	年 度										
	～ H21	H22	～ H26	H27	～	H31 R元	R2	R3	R4	R5	R6
次世代育成支援対策推進法による市町村行動計画	21イーハトープ花巻子育てプラン			イーハトープ花巻子育て応援プラン							
	前期		後期	第1期				第2期			
	見直し		見直し								
子ども・子育て支援法による市町村子ども・子育て支援事業計画				見直し				見直し			

4 市の他計画との関係

本計画は、市の子ども・子育てに係る総合計画であり、市のまちづくりの基本となる「花巻市まちづくり総合計画」を上位計画とし、他の関連する計画と整合するものです。

【 他計画との関係 】



第2章 花巻市の子どもを取り巻く環境

1 人口構成の推移

国勢調査による本市の人口の推移をみると、総人口は平成12年の107,175人を頂点に減少を続けており、今後も減少傾向が続くものと見込まれます。また、年齢3区分別では、0～14歳の年少人口及び15～64歳の生産年齢人口は減少し、65歳以上の高齢者人口は増加傾向となっており、この傾向は今後も続くものと見込まれます。このように、本市においても全国の傾向と同様、今後も人口減少と少子高齢化がさらに進むことが予測されます。

	上段:人数、下段:構成比				→推計		
	H12	H17	H22	H27	R2	R7	R12
合計	107,175	105,028	101,438	97,702	94,780	89,963	85,044
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
65歳～	24,315	27,080	28,869	31,259	32,168	31,740	30,761
	22.7%	25.8%	28.5%	32.0%	33.9%	35.3%	36.2%
15～64歳	67,485	63,802	59,631	54,618	51,956	48,561	45,460
	63.0%	60.7%	58.8%	55.9%	54.8%	54.0%	53.5%
0～14歳	15,374	14,036	12,819	11,622	10,656	9,662	8,823
	14.3%	13.4%	12.6%	11.9%	11.2%	10.7%	10.4%
10～14歳	5,762	5,176	4,756	4,484			
	5.4%	4.9%	4.7%	4.6%			
5～9歳	5,079	4,664	4,390	3,825			
	4.7%	4.4%	4.3%	3.9%			
0～4歳	4,533	4,196	3,673	3,313			
	4.2%	4.0%	3.6%	3.4%			
年齢不詳	1	110	119	203			

資料／平成27年以前は国勢調査(各年10月1日現在)、令和2年以降は花巻市人口ビジョン(平成27年10月)

2 世帯構成の推移

本市の世帯数の推移をみると、総数は増加していましたが、これを世帯構成別では「夫婦のみ世帯」、「ひとり親と子どもからなる世帯」、「親族世帯以外」が増加傾向、「三世帯世帯」の減少が進んでいます。人口の減少に加え、核家族や単身世帯等の増加などにより、世帯の小規模化が進んでおり、この傾向は今後も続くことが予測されます。

	上段:人数、下段:構成比				→推計	
	H12	H17	H22	H27	H30	H35(R5)
人口	107,175	105,028	101,438	97,702	94,400	89,500
一般世帯数 計	33,037	33,274	33,674	33,671	32,300	31,000
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
親族世帯	26,029	26,030	25,789	25,261		
	78.8%	78.2%	76.6%	75.0%		
うち核家族	15,451	15,924	16,603	-		
	46.8%	47.9%	49.3%	-		
夫婦のみ世帯	5,183	5,358	5,685	-		
夫婦と子供からなる世帯	7,722	7,607	7,529	-		
ひとり親と子どもからなる世帯	2,546	2,959	3,389	-		
核家族世帯以外の世帯のうち、三世帯世帯	8,561	7,971	6,998	-		
	25.9%	24.0%	20.8%	-		
親族世帯以外(非親族世帯+単身世帯)	7,008	7,244	7,885	8,379		
	21.2%	21.8%	23.4%	24.9%		
世帯員数	3.24	3.16	3.01	2.90	2.92	2.89

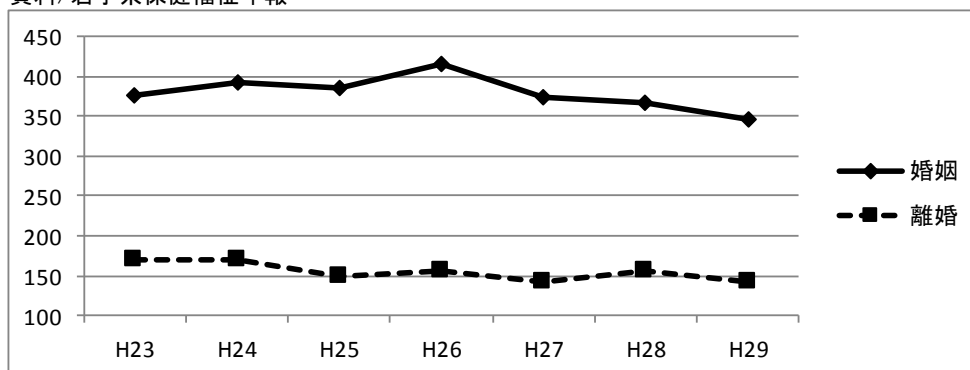
資料／平成27年以前は国勢調査(各年10月1日現在)、平成30年以降は富士大学附属地域経済文化研究所推計

3 婚姻件数と離婚件数の推移

婚姻件数は、平成27年以降減少が続いています。離婚件数は、平成25年以降150件前後で推移しています。

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
婚姻	376	393	385	417	373	366	347
離婚	169	169	148	156	142	157	141

資料/岩手県保健福祉年報



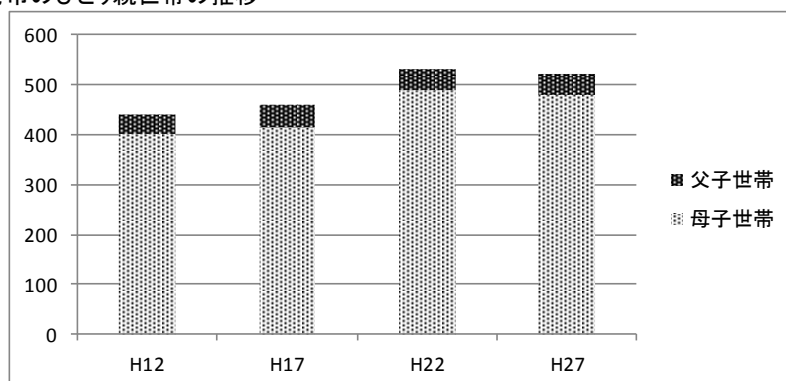
4 ひとり親世帯数の推移

父親又は母親の片方いずれかと、その子（児童）のみからなる家庭（ひとり親世帯）の推移は、全体としては増加傾向にあります。父子世帯は45世帯前後でおおむね横ばいですが、母子世帯は増加が顕著です。

		H12	H17	H22	H27
父子世帯	国	87,373	92,285	88,689	84,003
	県	735	748	757	828
	市	40	46	43	45
母子世帯	国	625,904	749,048	755,972	754,724
	県	6,052	7,051	7,186	7,126
	市	402	415	489	478

資料/国勢調査(各10月1日現在)

花巻市のひとり親世帯の推移



5 出生数と合計特殊出生率の推移

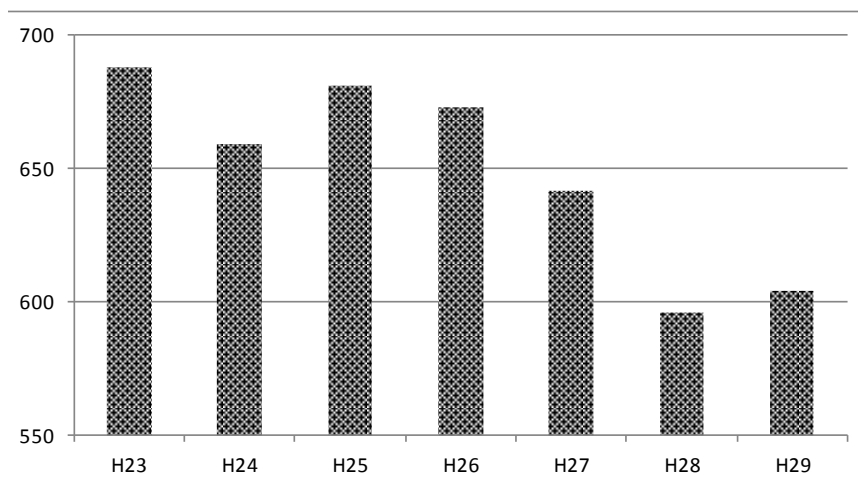
本市の出生数は減少傾向が続き、ここ数年では600人前後まで大きく落ち込んでいます。

合計特殊出生率（女性が一生の間に産む子どもの平均人数）の推移をみると、全国や岩手県では若干の上昇傾向となっています。本市はおおむね増加傾向であり、直近の結果では全国や岩手県に比べ若干高い値となっています。

しかしながら、人口を維持するために必要といわれる値2.07を大きく下回っています。

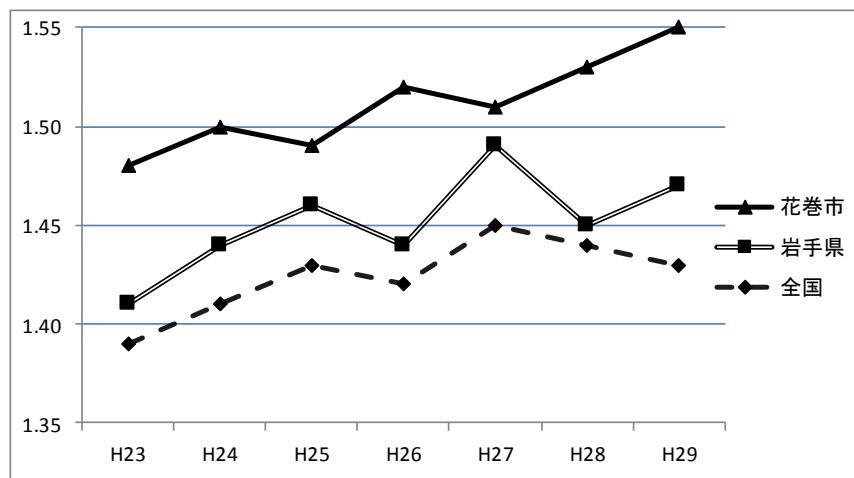
出生数

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
花巻市	688	659	681	673	642	596	604



合計特殊出生率

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
花巻市	1.48	1.50	1.49	1.52	1.51	1.53	1.55
岩手県	1.41	1.44	1.46	1.44	1.49	1.45	1.47
全国	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43



資料／全国及び岩手県：人口動態調査、花巻市：岩手県保健福祉年報

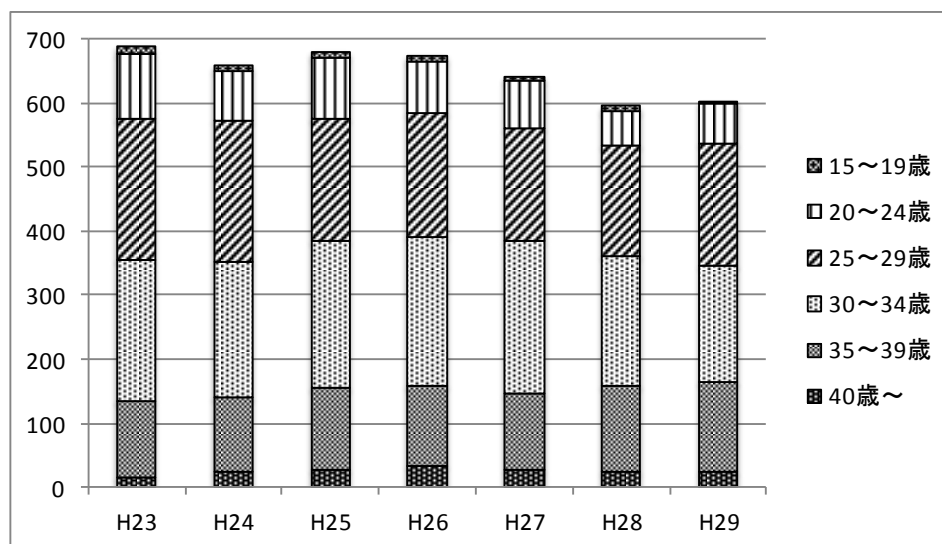
6 母親の年齢別出生数の推移

年間の出生数の状況を見ると、平成29年実績で604人となっており、このうち母親が20歳代後半～30歳代前半（25～34歳）であるものが375人と全体の62.1%を占めています。

平成23年からの推移を見ると、全体的な減少傾向と特に20歳代前半（20～24歳）による出産の減少が目立ちます。一方、30歳代後半（35～39歳）の出産は増加しており、晩産化の傾向がみられます。

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
15～19歳	11	8	11	8	8	8	4
20～24歳	100	78	95	79	72	54	62
25～29歳	222	222	189	194	177	173	191
30～34歳	221	212	231	235	238	202	184
35～39歳	118	115	128	123	120	135	139
40歳～	16	24	27	34	27	24	24
合計	688	659	681	673	642	596	604

資料：岩手県保健福祉年報



7 乳児等の死亡数の推移

乳児死亡、新生児死亡、死産、周産期死亡のいずれも近年はおおむね横ばいで推移しています。

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
乳児死亡	3	5	2	1	3	0	2
新生児死亡	1	3	2	0	0	0	1
死産	13	24	18	13	16	16	9
(うち自然)	8	17	9	10	13	10	7
(うち人工)	5	7	9	3	3	6	2
周産期死亡	4	11	3	3	4	3	3
(うち後期死産)	3	8	1	3	4	3	2
(うち早期新生児死亡)	1	3	2	0	0	0	1

資料：岩手県保健福祉年報

(乳児死亡) 生後1か月未満の死亡 (新生児死亡) 生後4週未満の死亡 (死産) 妊娠満12週以後の死産
 (周産期死亡) 妊娠満22週以後の死産に早期新生児死亡を加えたもの

8 労働力状態及び就業者数の推移

15歳以上人口は平成12年をピークに減少しており、就労者数も減少が続くと見込まれます。産業別にみると、第1次産業の減少が著しく、第2次産業は減少傾向、第3次産業は横ばいが見込まれます。

男女別の就業者数では、男性が全体的に減少傾向であるのに比べ、女性は第3次産業が増加・横ばいとなっている特徴があります。

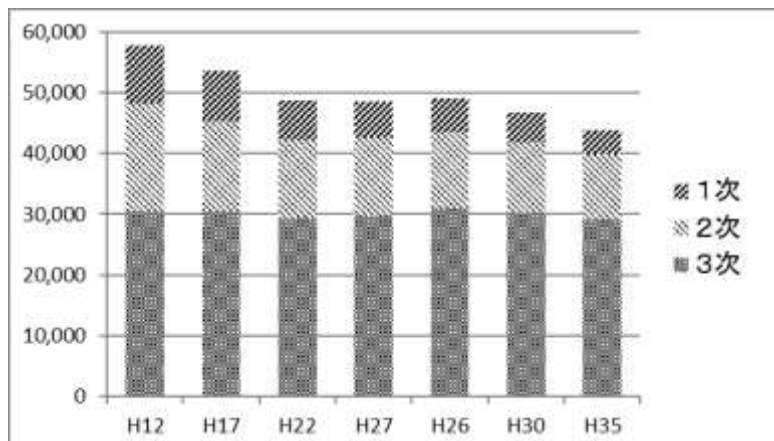
	H12			H17			H22			H27		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
15歳以上人口総数	91,800	43,429	48,371	90,882	42,722	48,160	88,500	41,408	47,092	85,877	40,176	45,701
労働力人口総数	59,869	33,043	26,826	57,010	31,631	25,379	52,998	29,225	23,773	51,180	27,944	23,236
就業者	57,722	31,678	26,044	53,772	29,531	24,241	49,915	27,141	22,774	49,218	26,661	22,557
第1次	9,635	4,694	4,941	8,308	4,304	4,004	6,541	3,640	2,901	6,007	3,376	2,631
第2次	17,676	11,809	5,867	14,707	10,221	4,486	12,932	9,083	3,849	12,923	9,140	3,783
第3次	30,400	15,169	15,231	30,501	14,858	15,643	29,275	13,805	15,470	29,641	13,783	15,858
分類不能	11	6	5	256	148	108	1,167	613	554	647	362	285
完全失業者	2,147	1,365	782	3,238	2,100	1,138	3,083	2,084	999	1,962	1,283	679
非労働力人口総数	31,864	10,337	21,527	33,293	10,704	22,589	33,754	11,276	22,478	33,610	11,641	21,969

→推計

	H30	H35 (R5)
15歳以上人口総数	83,900	80,100
労働力人口総数		
就業者	46,700	43,900
第1次	4,800	4,000
第2次	11,700	10,800
第3次	30,200	29,100
分類不能		
完全失業者		
非労働力人口総数		

資料／平成27年以前は国勢調査(各年10月1日現在)、平成30年以降は富士大学附属地域経済文化研究所推計

就業者数の推移



9 保護者の就労状況

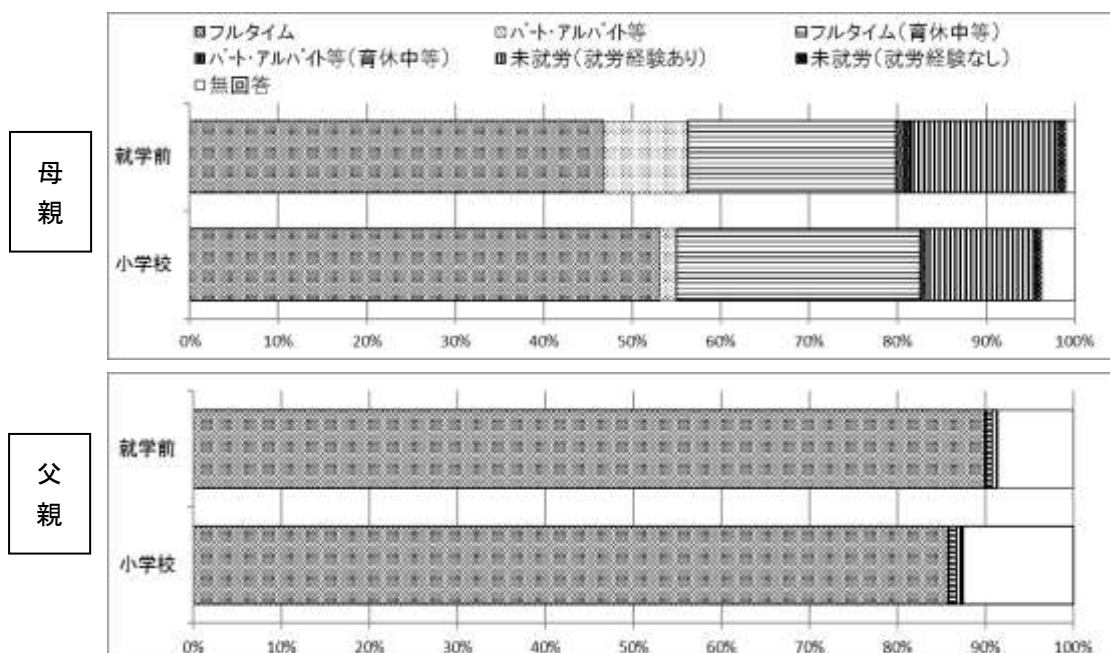
平成31年1月のアンケート調査結果では、保護者の就労状況についてみると、母親については、約8割が就労（育児休業中を含む）状態で、約2割が未就労です。子どもの成長とともにフルタイムでの就労が増える傾向があると思われます。

父親については、就学前児童、小学生児童ともに無回答を除けばほとんどがフルタイムで就労しています。

	就学前						小学校					
	合計	構成比	母親	構成比	父親	構成比	合計	構成比	母親	構成比	父親	構成比
フルタイム	3,145	68.4%	1,076	46.8%	2,069	90.0%	2,961	69.5%	1,133	53.2%	1,828	85.8%
フルタイム(育児中等)	223	4.8%	219	9.5%	4	0.2%	40	0.9%	38	1.8%	2	0.1%
パート・アルバイト等	555	12.1%	539	23.4%	16	0.7%	605	14.2%	587	27.5%	18	0.8%
パート・アルバイト等(育児中等)	40	0.9%	40	1.7%	0	0.0%	14	0.3%	14	0.7%	0	0.0%
未就労(就労経験あり)	396	8.6%	381	16.6%	15	0.7%	278	6.5%	261	12.2%	17	0.8%
未就労(就労経験なし)	21	0.5%	21	0.9%	0	0.0%	18	0.4%	18	0.8%	0	0.0%
無回答及び無効	220	4.8%	24	1.0%	196	8.5%	346	8.1%	80	3.8%	266	12.5%
合計	4,600	100.0%	2,300	100.0%	2,300	100.0%	4,262	100.0%	2,131	100.0%	2,131	100.0%

	母親						父親					
	合計	構成比	就学前	構成比	小学校	構成比	合計	構成比	就学前	構成比	小学校	構成比
フルタイム	2,209	48.0%	1,076	46.8%	1,133	53.2%	3,897	91.4%	2,069	90.0%	1,828	85.8%
フルタイム(育児中等)	257	5.6%	219	9.5%	38	1.8%	6	0.1%	4	0.2%	2	0.1%
パート・アルバイト等	1,126	24.5%	539	23.4%	587	27.5%	34	0.8%	16	0.7%	18	0.8%
パート・アルバイト等(育児中等)	54	1.2%	40	1.7%	14	0.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
未就労(就労経験あり)	642	14.0%	381	16.6%	261	12.2%	32	0.8%	15	0.7%	17	0.8%
未就労(就労経験なし)	39	0.8%	21	0.9%	18	0.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
無回答	104	2.3%	24	1.0%	80	3.8%	462	10.8%	196	8.5%	266	12.5%
合計	4,431	96.3%	2,300	100.0%	2,131	100.0%	4,431	104.0%	2,300	100.0%	2,131	100.0%

就学前：平成30年12月現在、住民基本台帳に記載されている0歳から5歳までの児童全員の保護者
 小学校：平成30年12月現在、住民基本台帳に記載されている児童もしくは花巻市内の小学校に在籍する児童のうち、小学校1年生から4年生までの児童全員の保護者
 調査：平成31年1月



10 女性の就業状況の推移

女性の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合)は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描きますが、平成27年は平成17年と比べて25～44歳の上昇が特徴的でM字の谷の部分の部分が浅くなっており、労働力率の上昇が見られるとともに、就業の継続性がうかがえます。

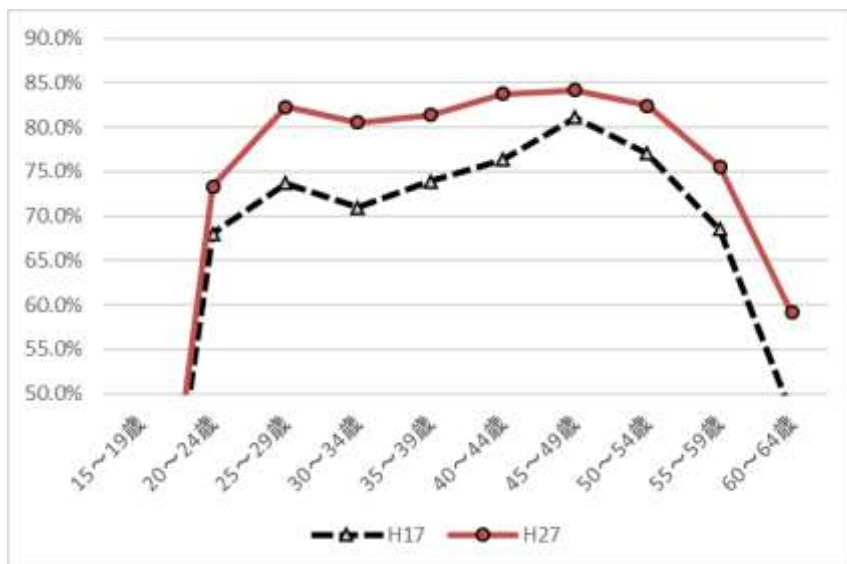
→推計

	H12	H17	H22	H27	H30	H35(R5)
15～19歳	389	305	279	243	250	219
20～24歳	1,946	1,712	1,359	1,288	1,371	1,287
25～29歳	2,211	2,028	1,789	1,582	1,530	1,488
30～34歳	2,081	2,118	2,041	1,914	1,601	1,489
35～39歳	2,138	2,153	2,289	2,323	1,893	1,645
40～44歳	2,688	2,244	2,343	2,550	2,302	2,036
45～49歳	3,201	2,678	2,305	2,488	2,471	2,363
50～54歳	3,298	2,963	2,552	2,413	2,285	2,358
55～59歳	2,665	2,910	2,594	2,475	2,099	2,024
60～64歳	2,052	1,804	2,153	2,240	1,714	1,504
65歳～	3,375	3,326	3,070	3,720	3,238	3,062
合計	26,044	24,241	22,774	23,236	20,754	19,475

資料／平成27年以前は国勢調査(各年10月1日現在)、平成30年以降は富士大学附属地域経済文化研究所推計

女性の労働力率

	H17	H27
15～19歳	11.6%	11.0%
20～24歳	68.0%	73.3%
25～29歳	73.7%	82.3%
30～34歳	71.0%	80.6%
35～39歳	73.9%	81.4%
40～44歳	76.3%	83.7%
45～49歳	81.1%	84.2%
50～54歳	77.0%	82.4%
55～59歳	68.5%	75.6%
60～64歳	47.7%	59.1%



資料／国勢調査を基に作成

1.1 就学前児童数と幼児教育・保育施設等の入所状況の推移

就学前児童数は年々減少しており、その約半数が利用している保育施設等（保育園、認定こども園、地域型保育事業所）の在籍数は横ばい、幼児教育施設（幼稚園、認定こども園）の在籍数は減少傾向にあります。これは、出産後も就労を継続する母親が増えているためと思われます。

保育施設等の在籍児童数は認可定員とほぼ同じであることから、地域によって状況は多少異なりますが、受け入れ体制が不足気味であると考えられます。これに対し幼児教育施設は、在籍児童数が認可定員を大きく下回っています。

		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
就学前児童数		4,526	4,397	4,307	4,304	4,135	4,065	3,969	3,951	3,800
在籍数	保育施設等	2,085	2,108	2,089	2,099	2,075	2,051	1,946	1,878	1,859
	幼児教育施設	804	800	763	763	751	702	626	642	534
	計	2,889	2,908	2,852	2,862	2,826	2,753	2,572	2,520	2,393
		63.8%	66.1%	66.2%	66.5%	68.3%	67.7%	64.8%	63.8%	63.0%
上記以外		1,637	1,489	1,455	1,442	1,309	1,312	1,397	1,431	1,407
		36.2%	33.9%	33.8%	33.5%	31.7%	32.3%	35.2%	36.2%	37.0%

資料/花巻市データバンク(各5月1日現在)

※就学前児童数は、平成24年以前は外国人を含まない、平成25年度以降は外国人を含む数値。(平成24年7月9日の住民基本台帳法の改正による)

※在籍数は外国人を含む数値。

※保育施設等の在籍数は、他市への委託分を含み、かつ、他市からの受託分を含まない数値。

※幼児教育施設の在籍数は、他市に住所のある児童も含む数値。

		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
保育施設数		32	34	34	34	36	34	32	30	31
認可定員		2,090	2,220	2,220	2,220	2,239	2,160	2,100	1,970	2,025
幼児教育施設数		9	9	9	9	9	9	8	8	7
認可定員		1,545	1,545	1,545	1,545	1,525	1,525	1,325	1,325	1,165
計		41	43	43	43	45	43	40	38	38
定員		3,635	3,765	3,765	3,765	3,764	3,685	3,425	3,295	3,190

資料/花巻市統計書、幼稚園：花巻の教育

1.2 就学前児童の年齢別施設在籍状況

令和元年度の就学前児童を年齢別で比較すると、0歳は約7割、1歳は3割強が家庭等で保育していますが、年齢が上がるにつれて保育園等の施設利用の割合が高まり、3歳以上ではほとんどの児童が施設等を利用しています。

5歳以下住民基本台帳人口(H31年3月31日(外国人含み))

H31.3.31 住基人口	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
	534	634	606	635	676	715	3,800

上段:人数 下段:構成比

R1年度	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
保育園	132 24.7%	338 53.3%	347 57.3%	380 59.8%	375 55.5%	416 58.2%
幼稚園	/		60 9.9%	121 19.1%	201 29.7%	202 28.3%
認定こども園	21 3.9%	44 6.9%	47 7.8%	82 12.9%	75 11.1%	76 10.6%
認可外保育施設等	13 2.4%	39 6.2%	15 2.5%	20 3.1%	11 1.6%	8 1.1%
家庭等 (上記以外)	368 68.9%	213 33.6%	137 22.6%	32 5.0%	14 2.1%	13 1.8%

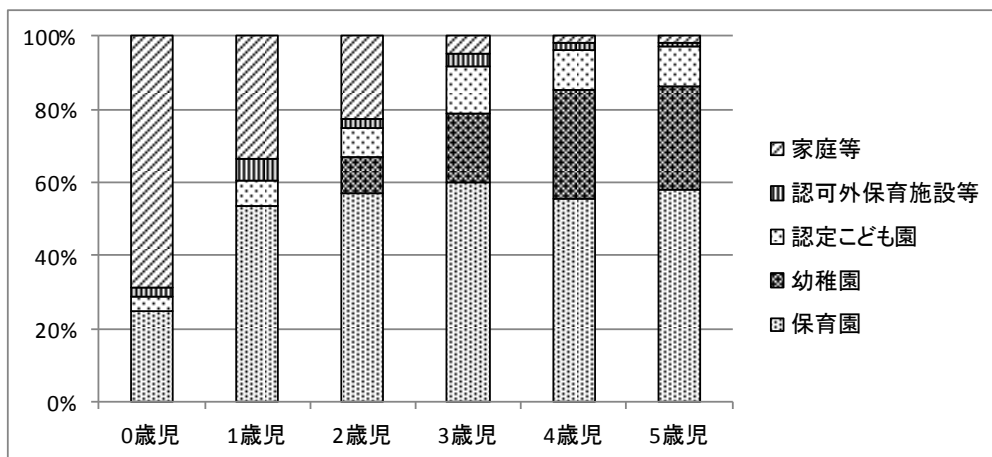
資料/こども課(令和元年5月1日現在)

※住民基本台帳人口は外国人含む

※保育園・認定こども園には他市町村からの受託分含む

※保育園・認定こども園・幼稚園は、他市町村への委託分は含まない

※認可外保育施設等は、認可外保育施設3箇所と事業所内保育施設(企業主導型保育事業所を含む)4か所



1.3 小学校児童数と学童クラブ利用状況の推移

小学校の児童数は年々減少しておりますが、学童クラブについては、設置数の増加や子育て環境の変化に伴い、利用者数と利用率ともに多少の増減はありますが増加傾向にあります。

学童クラブは、市内19校のうち未設置が内川目小学校と亀ヶ森小学校の2校で、両校においては、放課後子供教室を実施しています。

	小学校数	児童数							学童クラブ		
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	設置数	利用者	利用率
H23	20	855	901	889	912	957	935	5,449	20	849	15.6%
H24	19	817	860	895	890	906	962	5,330	20	885	16.6%
H25	19	783	822	864	901	893	910	5,173	21	895	17.3%
H26	19	743	786	823	867	901	888	5,008	21	884	17.7%
H27	19	837	740	791	824	868	899	4,959	21	956	19.3%
H28	19	727	841	742	796	826	871	4,803	18	962	20.0%
H29	19	729	727	840	748	807	819	4,670	19	1,040	22.3%
H30	19	687	736	721	838	750	811	4,543	19	1,058	23.3%
R1	19	694	694	734	725	846	749	4,442	19	1,096	24.7%

資料：小学校(H23～R1)：花巻市データベース(学校基本調査)、5月1日現在

学童クラブ：受託申込書記載人数(各4月1日現在)

1.4 児童相談件数の推移

児童虐待の相談件数は増減がありますが、近年は増加傾向です。身体的虐待が以前から多いですが、心理的虐待やネグレクトの増加が目立ちます。

児童相談全体の件数が増えていますが、これは社会全体の意識・関心の高まりによるものと捉えることができます。相談（通報）体制の強化により、児童虐待等の早期発見や未然防止への一定の効果があつたものと推測されます。

年度	児童相談件数	うち児童虐待				うちその他養護	
		身体的	性的	心理的	ネグレクト		
H23	150	31	17	0	8	6	20
H24	168	35	19	0	8	8	15
H25	204	25	11	2	8	4	27
H26	211	40	20	0	11	9	42
H27	126	29	14	3	9	3	15
H28	156	22	10	0	9	3	15
H29	184	29	19	0	4	6	18
H30	267	81	16	3	37	25	20

資料／地域福祉課

第3章 計画の基本理念・基本目標

1 基本理念

価値観の多様化に伴い、結婚に関する意識やライフスタイルが変化し、晩婚化や未婚化が進み、出生数が低下し、少子化が進んでいます。

将来にわたって社会が発展するためには、明日を担う子どもたちが、心豊かに、健やかに育つ環境をつくることが大切です。

子どもたちは私たちにとってかけがえのない宝です。子どもは人類の未来であり、子どもを育てることは未来の社会の設計そのものであり、私たち大人にとって喜びでもあります。

しかし、子どもたちの育ちや子育ては、今、大きな問題を抱えています。これは子どものいじめや不登校、非行などの問題行動や子どもを育てる親の不安や悩みとして現れています。これらの課題は、父母その他の保護者だけが子育てを担うのではなく、子育てに関わっている全ての者が自分の問題としてとらえ、地域社会全体で共に支援していく体制づくりが重要であり、子どもが健やかに育つ環境づくりを総合的に進めて行く必要があります。

このことから、

「子どもが 親が 地域が 育ち 子育てに喜びを感じるまちづくり」

を計画の基本理念とし、施策を展開していきます。

2 基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

子どもが健やかに育つ環境づくり

すべての子どもは、いかなる差別もなく、生命と権利を尊重され、笑顔で幸せに成長する権利があり、子どもの最善の利益が実現される社会を目指す必要があります。

また、子ども自らの「育つ力」も大切にする必要があります。

そのため、子どもの自立心や社会性を養い、思いやる心を高めるとともに、自然とのふれあいの機会や多様な体験の場などの提供により、広くすべての子どもが健やかに育つ環境づくりを推進します。

安心して子どもを産み育てられる環境づくり

核家族化の進行などにより、子育てを学ぶ機会や近隣との繋がりが希薄化し、子育てに対する不安や孤立化といった問題が生じています。

また、社会環境の変化や価値観の多様化などに伴い、子育て支援に係る親のニーズも多様化しており、そのニーズに対応する必要があります。

そのため、子育てに対する不安、孤立感を和らげることを通じて、親が自己肯定感を

持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育ての喜びを味わい、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進します。

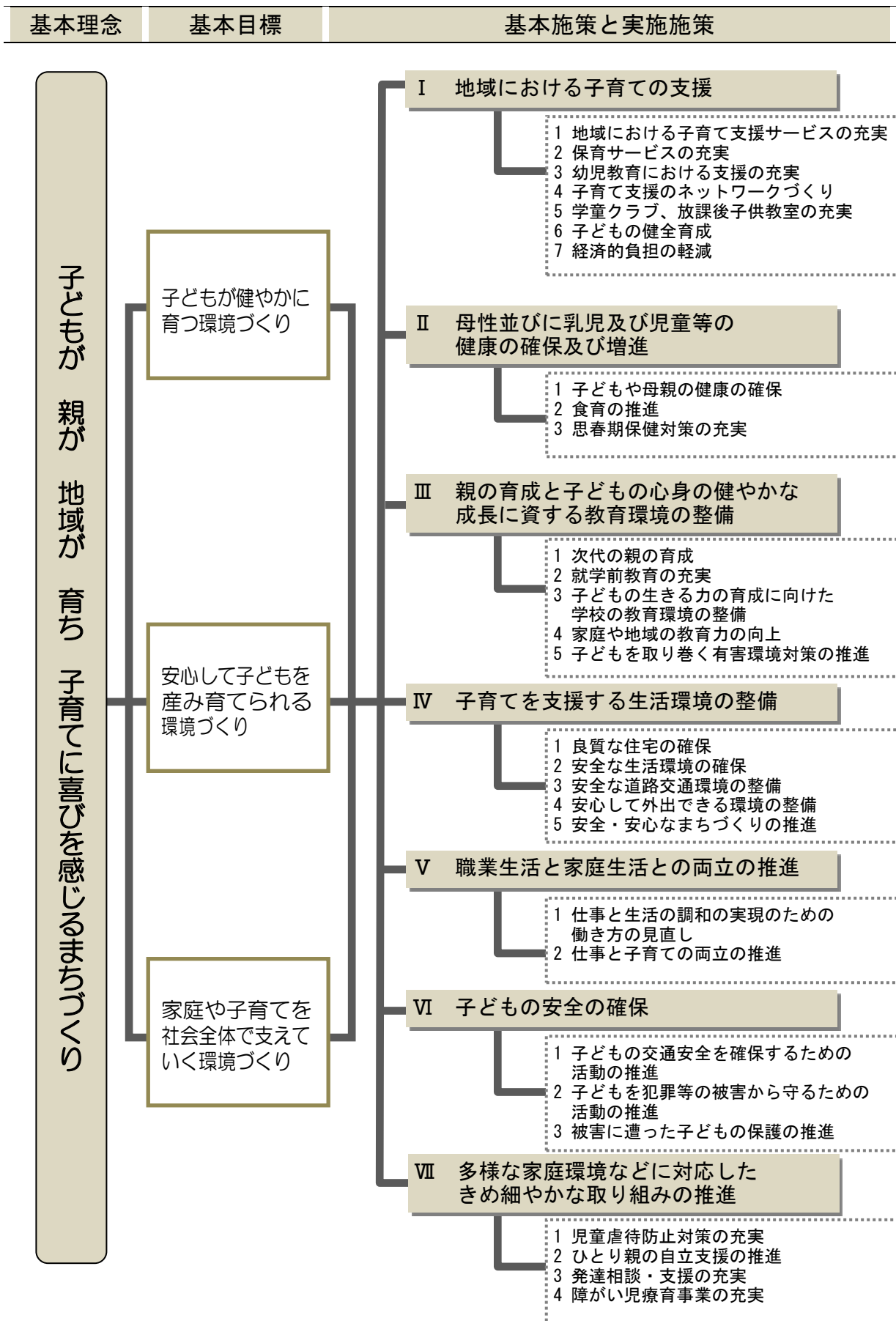
家庭や子育てを社会全体で支えていく環境づくり

家庭における養育機能の低下や子どもたちを取り巻く環境の変化に伴い、子育てを個人や家庭のみで解決されるべき問題として捉えるのではなく、社会全体の問題として捉える必要があります。

そのため、子育てサークルやボランティアなど様々な地域活動団体や地域住民と協働し、家庭や子育てを社会全体で支えていく環境づくりを推進します。

第4章 施策の体系

1 施策体系



2 基本施策の内容

I 地域における子育ての支援

1 地域における子育て支援サービスの充実

- 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や相談・助言等の利用者支援に努めます。
- 子育て支援に関する総合的な情報提供を行うホームページや携帯サイトにより、わかりやすい情報の提供に努めます。
- 子育て支援の総合相談機能としての「こどもセンター」の充実を図り、総合的な子育て支援に努めます。
- 地域子育て支援センターにおいて、乳幼児及びその保護者が交流する場を提供するとともに、子育てに関する相談や情報提供を行うなど、子育ての不安感や負担感の緩和に努めます。
- 育児の援助を受けたい人と、育児の援助を行いたい人を会員とした「ファミリーサポートセンター」の会員登録数の拡大を図り、地域の子育て援助システムの充実に努めます。
- 教育・保育施設等に入所していない親子の遊び場や交流、情報交換の場として、園庭などの開放に努めます。
- 保護者の就労・疾病等により、家庭における養育が困難となった児童の児童福祉施設等での短期預かり支援等の利用促進に努めます。
- 児童が病気の回復期で、集団保育が困難である期間など児童を一時的に預かる「病後児保育」を実施し、保護者の支援に努めます。

2 保育サービスの充実

- 保護者の保育ニーズに適切に対応する保育施設及び地域型保育事業所の定員確保のため、従事する保育士の確保を図り、保育体制の拡充に努めます。
- 働く形態の多様化に対応した乳児保育、延長保育、一時保育、障がい児保育等の充実及び拡充に努めるとともに、特定保育、夜間保育及び休日保育は需要の動向を見極めながら実施の必要性について検討してまいります。
- 地域と連携した、特色ある保育施設等の運営を実施するため、地域住民との世代間交流事業を始めとする地域活動事業の充実に努めます。
- 老朽化した保育施設・設備等の計画的な整備充実に努めます。
- 地域ごとの保育需要の偏在や中長期的な児童数の減少も踏まえながら、公立保育園の再編について検討し、柔軟な保育サービスの体制づくりに努めます。

3 幼児教育における支援の充実

- 未就園児の親子が気軽に遊び、ふれあい、子育てに関する相談や情報交換する場を提供する子育て支援活動の促進に努めます。
- 3歳未満児・障がい児の受け入れや預かり保育を推進します。
- 老人施設の訪問によるふれあい交流や中・高校生等による体験学習など、世代間の

交流を推進します。

- 子どもの発達や学びの連続性を意識した保育・教育となるよう、保育園・幼稚園・認定こども園と小学校との合同研修の開催など、保幼小の連携を推進します。

4 子育て支援のネットワークづくり

- 住民が子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、講演会や研修会等の開催により、子育てに関する意識啓発等を推進します。
- 子育てサークル等の活動交流の場づくりを進めるとともに、ネットワークの形成を促進し、子育て中の母親等の子育て不安の解消が図られるよう努めます。
- 子育て経験者、高齢者、ボランティア、関係機関・団体相互の連携強化や研修会等の実施による指導者の資質の向上を図り、民生・児童委員、主任児童委員の連携のもと、地域での子育て支援の充実に努めます。

5 学童クラブ、放課後子供教室の充実

- 保護者が就労等により昼間不在となる家庭の児童に対し、小学校の余裕教室等を利用して実施する学童クラブ（放課後児童健全育成事業）及び放課後子供教室について、ニーズに応じた適切な運営体制の拡充に努めるとともに、放課後子ども総合プランの趣旨に基づき、学校や地域と連携した活動を推進します。

6 子どもの健全育成

- 異年齢児、他地域等との交流や郷土の伝統文化等の伝承活動、地域行事への参加、スポーツ少年団等の子どもたちの継続的なスポーツ・交流活動等の支援を推進するとともに、優れた芸術や文化の鑑賞機会の拡充に努めます。
- 子どもが安全に遊べる空間として、体育館や運動場等の学校施設の開放を継続します。
- 花巻市少年センターの街頭補導活動や「安心・安全なまちづくり大会」等の開催を通じて、警察、学校、地域、関係機関・団体等との連携を図りながら、少年非行の防止及び青少年の健全育成に努めます。

7 経済的負担の軽減

- 子育て支援を推進するため、**3歳未満児の保育料及び3歳以上児の給食に係る副食材料費**の負担の軽減を図ります。
- 家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため児童手当を支給します。
- ひとり親家庭の安定と自立の促進を図るため児童扶養手当を支給します。
- 乳幼児・小学生・中学生・高校生・心身障がい児・妊産婦・重度心身障がい者及びひとり親家庭等の経済的負担を軽減するため、医療費助成事業を継続します。
- 経済的な理由で修学が困難な高校生及び大学生等へ奨学金を貸与し、次代を担う子どもたちの教育機会の拡大及び保護者の負担軽減に努めます。

- 諸事情により生活が困窮する世帯（要保護及び準要保護世帯）の小中学生の教育費に対し、就学援助費を支給します。

II 母性並びに乳児及び児童等の健康の確保及び増進

1 子どもや母親の健康の確保

- 妊娠初期から出産、乳児期及び幼児期の健康教育、健康相談、健康診査、療育指導など一貫した保健サービスを体系的に提供するとともに、家庭と保健・福祉・医療・教育機関との連携のもと、きめ細かな母子保健の充実に努めます。
- 伝染性疾病の予防のため、子どもの予防接種の積極的な推進に努めます。

2 食育の推進

- 食を通じて子どもの生きる力を育むとともに、学校・幼稚園・保育園・認定こども園、地域、生産者・事業者、行政が連携し、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会を設け、情報提供や正しい知識の普及に努めるとともに、食事づくり等の体験活動の取り組みを推進します。
- 保育園や小・中学校の給食において、花巻地方や県内で生産された農産物を食材として取り入れ、その季節の伝統食を提供するなど、引き続き地産地消を推進します。
- 安定的な学校給食の提供のため、老朽化が著しい施設について計画的な改修を行います。

3 思春期保健対策の充実

- 思春期を迎える小・中学校期における児童・生徒やそれを支援する教職員を対象とした各種検診の実施を通じて心身の健康保持に努めるとともに、家庭や関係機関（医師会、学校保健会等）と連携した健康教育の充実に努めます。
- 思春期における喫煙・飲酒・薬物乱用等の防止、食習慣・性感染症等に関する教育・相談・情報提供等の充実に努めます。

III 親の育成と子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

1 次代の親の育成

- 男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを産み育てることの意義に関し、家庭や学校、地域において各分野が連携しながら啓発事業の取り組みを推進します。
- 子育ての素晴らしさや、家族の絆などが大切な価値として共有される社会を目指し、青少年に対して少子化問題や結婚についての意識啓発や情報提供に努めます。

2 就学前教育の充実

- 市内全ての保育園、幼稚園、認定こども園、小学校及び関係機関が、花巻市がめざす子ども像である「元気な子ども」「やさしい子ども」「考える子ども」を共有して保育・教育を行い就学前の子ども達の心身ともに健全な育成を推進します。

- 就学前教育振興会議において乳幼児の保育・教育について課題を共有し、改善の方向を探り、指導の充実に努めます。
- 子どもの発達や学びの連続性を捉えた保育・教育となるよう、幼児期後期から小学校入門期における「保幼小接続期のカリキュラム」の活用や保育園・幼稚園・小学校との合同研修の開催など、保幼小の連携を推進し、子どもたちのスムーズな接続に努めます。
- 「保幼小接続期のカリキュラム」をもとに、さらに見通しをもった取り組みとなるよう小学校への「アプローチカリキュラム」及び入学後の「スタートカリキュラム」を普及し、指導の充実に努めます。
- 幼児ことばの教室事業やニコニコチャレンジ事業などを実施し、家庭と連携した支援の充実に努めます。

3 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

- 思いやりの心、豊かな感性、主体的にものごとに取り組むことのできる「生きる力」を育むため、自然体験活動、地域における生活体験や豊富な社会体験、伝統芸能活動、異年齢集団での多彩な交流活動の場を提供するなど、子どもたちの学習機会の充実に努めます。
- 発達障がいのある児童生徒については、ふれあい共育推進員の配置等により個に応じた適切な教育的支援を行います。
- 心身症、ひきこもり、不登校、いじめ問題、性に関する悩み等に対応するため、教職員の研修や教育相談員及びスクールカウンセラーによる教育相談を実施するほか、不登校傾向を示す児童生徒については、生徒支援員及び適応指導教室を核とした教育相談体制の充実に努め、回復できるように努めます。
さらに、学校や保護者を福祉や保健、警察関係につなぐ、スクールソーシャルワーカーを配置し、問題解決に努めます。
- 社会に開かれた学校づくりを進め、地域・保護者・学校の連携・協働により子どもの成長を支える環境づくりを目指し、学校運営協議会を設置する学校（コミュニティ・スクール）を推進します。
- 仲間づくりや集団活動を通して社会性と「生きる力」を育むため、地域・家庭と学校との連携を密にし、子ども同士が交流する場や互いに競い合う等の機会を創出するとともに、必要な地域では、望ましい人数の規模での学校整備を長期計画のもとに進めます。

4 家庭や地域の教育力の向上

- 子育てを支援する学習機会や情報提供に努めます。
- 子育てに係る課題を共有しながら、解決を図る交流機会を設置するとともに、相談体制の充実に努めます。
- 教育振興運動推進協議会等と連携し、地域の教育力を高める活動を支援します。
- 親とのスキンシップ・絆を深めるブックスタート事業を継続実施します。

5 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

- 一般書店やコンビニエンスストア、自動販売機、レンタル店等で販売・貸付される性や暴力等の有害情報は、子どもに対する悪影響が懸念されることから、関係機関・団体と連携・協力して、有害環境の実態調査や販売店に対する自主的措置の働きかけを行います。
- 携帯型デジタル機器等による様々なトラブルを防止するため、花巻市小学校・中学校・高等学校生徒指導連絡協議会が作成した「花巻市内小学校・中学校・高等学校情報機器使用ガイドライン」の啓発やノーメディアデーなど、家庭や地域と連携した情報モラル教育を推進します。

IV 子育てを支援する生活環境の整備

1 良質な住宅の確保

- 住環境が悪く子育てに支障がある場合等における公営住宅の提供や、住宅の改修、購入にかかる各種支援策等に関する情報の提供に努めます。

2 安全な生活環境の確保

- 空間放射線量の計測・公表や市民から持ち込まれる食品などに含まれる放射性物質の濃度を測定し、市民の不安の速やかな解消に努めます。

3 安全な道路交通環境の整備

- 子どもや子育て家族が安心して利用できる安全・快適な交通環境の整備を推進します。

4 安心して外出できる環境の整備

- 妊産婦や乳幼児連れの親等をはじめ、すべての人が安心して外出できるよう、道路、公園、公的建築物等におけるバリアフリー化や公共交通車両の低床車両の導入を推進するとともに、不特定多数の人が利用する施設における授乳コーナー等の設置を推進します。
- 子育て家庭が出かけやすい環境となるよう、岩手県が推進している「i・ファミリー・サービス事業（いわて子育て応援の店）」などへの協賛を呼びかけます。
- 乳幼児連れの保護者が安心して行事やイベント等参加できる環境づくりを進めるため、授乳やおむつ交換などができる場として移動式赤ちゃんの駅の貸出しを行います。

5 安全・安心なまちづくりの推進

- 施設の防犯設備の整備促進に関する広報・啓発活動を推進するとともに、各種行事（イベント）・祭り等における街頭指導・補導活動を継続実施します。

V 職業生活と家庭生活との両立の推進

1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

- ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成を促進するための広報・啓発に努めます。
- 育児期間中の男女就業者が、子どもの養育のため弾力的な勤務時間が選択できるなど、事業所においてフレックスタイム制や短時間勤務体制等、育児・介護休業制度の普及を関係機関と連携して促進します。

2 仕事と子育ての両立の推進

- 仕事と子育ての両立ができるよう、各種育児支援制度の情報提供に努めます。

VI 子どもの安全の確保

1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

- 子どもを交通事故から守るため、警察、保育園、幼稚園、学校等関係団体との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止の啓発活動を推進します。
- 子どもを対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を行うとともに、地域の実情に即した交通安全対策を推進するため、各交通安全関係団体との連携を強化しながら、交通安全意識の高揚に努めます。

2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

- 児童生徒の登下校における緊急避難場所である「子ども110番の家」や「トラックこども110番」等に対して、地域での子どもに対する犯罪の発生状況等の情報を提供し、「地域の子どもは地域で守る」「犯罪が起きにくい地域社会をつくる」などの意識の高揚を図りながら、子どもたちが安全に生活できる環境整備に努めます。また、スクールガードリーダーを配置し、地域ぐるみで安全の確保に努めます。

3 被害に遭った子どもの保護の推進

- 犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等、学校や関係機関と連携したきめ細かで総合的な援助を行います。

VII 多様な家庭環境などに対応したきめ細やかな取り組みの推進

1 児童虐待防止対策の充実

- 児童虐待の早期発見のため、要保護児童に関する通告義務等についての啓発を行うとともに、適切かつ早期の対応を図るため、児童相談所、民生・児童委員、主任児童委員、保健医療機関、警察等関係機関による要保護児童対策地域協議会の充実・強化を図り、児童虐待の未然防止に努めます。

- 保護者の育児不安や虐待・いじめ等の問題に早期に対応するため、必要な指導及び援助のための相談体制の充実を図り、総合的な親と子の心の健康づくり対策を推進します。

2 ひとり親の自立支援の推進

- 生活に様々な問題を抱えた女性の相談に応じるため、関係機関との連携を取りながら必要な指導により保護更正を図っているところですが、家庭内における配偶者への暴力（DV）の防止に当たっては、警察や関係機関との連携をさらに深め、迅速な対応を図ります。
- ひとり親家庭の生計の安定に向けた資格取得や就業への支援に努めます。
- ひとり親家庭に対し、貸し付け等の情報提供を行い、経済的助成と児童福祉を推進します。

3 発達相談・支援の充実

- 乳幼児健康診査を通じて発達の遅れや障がいのある子どもを早期に発見して、適切な指導を行うため、関係機関の密接な連携のもとに、個々の実態に即したきめ細やかで、継続的な支援に取り組みます。
- 「こども発達相談センター」の発達相談や親子教室などを通じて、就学前児童の早期療育事業の充実を図ります。
- 専任の教育相談員による教育相談などを通じて、就学後の児童・生徒の特別支援教育に取り組みます。

4 障がい児療育事業の充実

- 地域の障がい児のための療育の場である児童発達支援事業（イーハトーブ養育センター）や放課後等デイサービス事業等の充実に向けた支援に努めます。

第5章 基本施策の具体的な取り組み

1 施策別主要事業の体系

★印は、地域子ども・子育て支援事業に該当し、第7章(52ページ以後)に再掲あり

基本施策	実施施策	主要事業	担当課
I 地域における子育ての支援	1 地域における子育て支援サービスの充実	1 利用者支援事業★(1)	こども課
		2 子育て支援情報提供事業	こども課
		3 こどもセンター運営事業★(9)	こども課
		4 地域子育て支援センター事業★(9)	こども課
		5 ファミリーサポートセンター事業★(12)	こども課
		6 保育園等園庭開放事業	こども課
		7 幼稚園開放事業	こども課
		8 子育て短期支援事業★(6)	地域福祉課
		9 病児保育事業(体調不良児対応型) 【新規】	こども課
		10 病後児保育事業★(11)	こども課
		11 実費徴収に係る補足給付を行う事業★(3)	こども課
		12 多様な事業者の参入促進・能力活用事業★(4)	こども課
	2 保育サービスの充実	13 延長保育事業★(2)	こども課
		14 一時保育事業★(10)	こども課
		15 障がい児保育事業	こども課
		16 保育園等地域活動事業	こども課
		17 保育所保育環境充実事業	こども課
		18 保育施設整備支援事業	こども課
		19 保育力充実事業【新規】	こども課
	3 幼児教育における支援の充実	20 幼稚園における子育て支援活動事業	こども課
		21 受け入れ幼児の拡充事業	こども課
22 預かり保育の充実事業		こども課	
23 障がい児の受け入れ支援事業		こども課	
24 世代間交流事業		こども課	
4 子育て支援のネットワークづくり	25 講演会・研修会開催事業	こども課	
	26 地域子育て支援情報ネットワーク事業	生涯学習課	
5 学童クラブ、放課後こども教室の充実	27 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)★(5)	こども課	
	28 放課後子供教室推進事業	こども課	
6 子どもの健全育成	29 民生児童委員活動事業	地域福祉課	
	30 スポーツ少年団本部支援事業	スポーツ振興課	
	31 団体鑑賞事業	文化会館	
	32 学校体育施設開放事業	学務管理課	
	33 少年センター事業	市民生活総合相談センター	
	34 安全・安心まちづくり大会開催事業	市民生活総合相談センター	
	35 国際姉妹都市等交流推進事業	国際交流室	
	36 地区振興センター等活動事業	生涯学習課	
	37 教育を高める市民運動事業	学校教育課	
	38 学校地域協働連携事業【新規】	学校教育課	
7 経済的負担の軽減	39 保育料負担軽減事業	こども課	
	40 第3子以降保育料負担軽減事業	こども課	
	41 児童手当支給事業	地域福祉課	
	42 特別児童扶養手当支給事業	地域福祉課	
	43 妊産婦医療費助成事業	国保医療課	
	44 乳幼児医療費助成事業	国保医療課	
	45 小学生医療費助成事業	国保医療課	
	46 中学生医療費助成事業【新規】	国保医療課	
	47 高校生等医療費助成事業【新規】	国保医療課	
	48 ひとり親家庭医療費助成事業	国保医療課	
	49 養育医療費助成事業	健康づくり課	
	50 重度心身障がい者医療費助成事業	国保医療課	
	51 心身障がい児医療費助成事業【新規】	国保医療課	
	52 奨学金貸与事業	学務管理課	
	53 奨学金活用人材確保支援事業【新規】	学務管理課	
	54 はなまき夢応援奨学金事業【新規】	学務管理課	
	55 就学援助事業	学務管理課	

第5章 基本施策の具体的な取り組み

基本施策	実施施策	主要事業	担当課
II 母性並びに乳児及び児童等の健康の確保及び増進	1 子どもや母親の健康確保	56 健康教育事業	健康づくり課
		57 健康相談事業	健康づくり課
		58 健康診査事業★(13)	健康づくり課
	2 食育の推進	59 予防接種事業	健康づくり課
		60 子育て支援家庭訪問事業★(7)・(8)-1	健康づくり課
		61 特定妊婦支援事業★(8)-1	健康づくり課
		62 こどものためのインフルエンザ予防接種費用軽減事業	健康づくり課
		63 認可外保育施設健康管理事業	こども課
		64 乳幼児に対する栄養相談事業	健康づくり課
3 思春期保健対策の充実	65 「食べて花まる」健康講座事業(食育講座)	健康づくり課	
	66 保育園等における地産地消事業	こども課	
	67 学校給食における地産地消推進事業	学務管理課	
III 親の育成と子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	68 学校給食センター改修事業【新規】	学務管理課	
	69 学校保健事業	学務管理課	
	1 次代の親の育成	70 赤ちゃんふれあい体験事業	健康づくり課
	2 就学前教育の充実	71 保幼小連携事業	こども課
		72 幼児ことばの教室事業	こども課
		73 ニコニコチャレンジ推進事業	こども課
	3 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備	74 キャリア学習支援事業	学校教育課
		75 特別支援事業	学校教育課
	4 家庭や地域の教育力の向上	76 幼稚園教育環境充実事業	こども課
77 ブックスタート及びブックスタートプラス事業		花巻図書館	
78 ふれあい出前講座事業		生涯学習課	
79 ニコニコガイド発行事業		こども課	
80 ニコニコせんせい体験事業		こども課	
5 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	81 地域安全活動推進事業	市民生活総合相談センター	
IV 子育てを支援する生活環境の整備	1 良質な住宅の確保	82 公営住宅整備事業	建築住宅課
	83 子育て世帯住宅取得奨励事業【新規】	定住推進課	
	2 安全な生活環境の確保	84 放射能公害対策事業	生活環境課
	3 安全な道路交通環境の整備	85 交通安全環境整備事業	道路課
	4 安心して外出できる環境の整備	86 ユニバーサルデザイン化推進事業	地域福祉課
V 職業生活と家庭生活との両立の推進	87 子育て応援の店の普及・拡大事業	こども課	
	88 移動式赤ちゃんの駅貸出事業【新規】	こども課	
	89 広報啓発活動事業	市民生活総合相談センター	
	1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	90 子育て支援制度の普及啓発事業	商工労政課
	2 仕事と子育ての両立の推進	91 育児支援等各種情報提供事業	商工労政課
VI 子どもの安全の確保	1 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	92 子どもの交通事故防止対策事業	市民生活総合相談センター
	93 交通安全教育・啓発事業	市民生活総合相談センター	
	2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	94 地域防犯活動推進事業	市民生活総合相談センター
		95 子ども110番の家等推進事業	市民生活総合相談センター
		96 少年センター事業(再掲)	市民生活総合相談センター
		97 学校安全確保事業	学校教育課
3 被害に遭った子どもの保護の推進	98 児童立ち直り支援活動事業	地域福祉課	
VII 多様な家庭環境などに対応したなどきめ細やかな取り組みの推進	1 児童虐待防止対策の充実	99 要保護児童対策地域協議会事業★(8)-2	地域福祉課
	100 家庭児童相談事業	地域福祉課	
	2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	101 婦人相談事業	地域福祉課
		102 母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業	地域福祉課
		103 ひとり親相談事業	地域福祉課
		104 児童扶養手当支給事業	地域福祉課
		105 母子家庭等自立支援給付金事業	地域福祉課
		106 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業【新規】	地域福祉課
	3 発達相談・支援の充実	107 発達相談・支援事業	こども課
	4 障がい児療育事業の充実	108 障がい児通所等給付事業	障がい福祉課
109 障がい児支援事業【新規】		障がい福祉課	

2 主要事業の内容

I 地域における子育ての支援

1 地域における子育て支援サービスの充実

NO	事業名	事業内容	指標	R 1 実績見込	R 6 目標値
1	利用者支援事業★(1)	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や相談・助言等を行う。	窓口の設置箇所数	2箇所	2箇所
2	子育て支援情報提供事業	子育て支援に関する施設や事業等の情報を一覧にしたガイドブックを作成し、配布する。	ガイドブック配布数	2, 300部	2, 300部
3	こどもセンター運営事業★(9)	遊ぶ場や交流の場を提供し、悩みなどにも対応する。子育て情報提供や地域の子育て活動団体や子育てサークルの支援を行う。	子育てに関する講座の満足度	90%	90%
4	地域子育て支援センター事業（地域子育て支援拠点事業）★(9)	乳幼児及びその保護者が交流する場を提供し交流促進や育児相談、情報提供等を行う。	子育てに関する講座の満足度	90%	95%
5	ファミリーサポートセンター事業★(12)	子どもを預かって欲しい人と預かることが出来る人との会員組織で子育て支援を行う。	・講習会の満足度 ・利用希望者が利用できた割合	・90% ・100%	・95% ・100%
6	保育園等園庭開放事業	保育園等に入所していない親子に園庭を開放し、遊び場の提供や保育者・子どもたちとの交流の機会を提供し、支援に努める。	園庭開放を実施している保育園等の数	公立保育園 11園中 5園 私立保育園及び私立認定こども園 25園中 13園	公立保育園 9園中 4園 私立保育園及び私立認定こども園 27園中 13園
7	幼稚園開放事業	親子が気軽に遊び、ふれあい、子育てに関する情報を交換する場や機会を提供し、子育て支援に努める。	実施幼稚園数	私立幼稚園全 5園	私立幼稚園全 5園
8	子育て短期支援事業★(6)	家庭の保護者が疾病等の理由により、家庭での児童の養育が困難になった場合、児童福祉施設等で一時的に養育する。	利用希望者が事業を利用できた割合	100%	100%
9	病児保育事業（体調不良児対応型）【新規】	保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、保育所入所時に対する保健的な対応を実施する。	実施保育園等の数	私立保育園及び私立認定こども園 25園中 9園	私立保育園及び私立認定こども園 27園中 11園
10	病後児保育事業★(11)	児童等が病気回復期で、集団保育困難な期間、児童を保育園、病院等の専用スペースで一時的に預かる。	病後児保育施設の設置数	1箇所	1箇所
11	実費徴収に係る補足給付を行う事業★(3)	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき費用等を助成する。	（事業の継続）	継続	継続
12	多様な事業者の参入促進・能力活用事業★(4)	教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築する。	（実施段階において検討）	（実施段階において検討）	（実施段階において検討）

2 保育サービスの充実

NO	事業名	事業内容	指標	R 1 実績見込	R 6 目標値
13	延長保育事業★(2)	開所時間を越える保育の実施について継続するとともに、その充実を図る。	実施保育園等の数	公立保育園全 12園 私立保育園及び私立認定こども園全 25園	公立保育園全 10園 私立保育園及び私立認定こども園全 27園
14	一時保育事業★(10)	保護者の冠婚葬祭、傷病等の緊急時に一時的に行う保育事業の拡充を図る。	実施保育園等の数	公立保育園 11園中 4園 私立保育園及び私立認定こども園 25園中 17園	公立保育園 10園中 3園 私立保育園及び私立認定こども園 27園中 17園
15	障がい児保育事業	健常児とともに集団保育が可能な障がい児の保育の拡充を図る。	待機児童数	障がい児の待機児童数 0人	障がい児の待機児童数 0人

第5章 基本施策の具体的な取り組み

NO	事業名	事業内容	指標	R 1 実績見込	R 6 目標値
16	保育園等地域活動事業	地域住民との世代間交流を始めとする保育所地域活動を、保育園等の実情に合わせて実施する。	実施保育園数の数	公立保育園全12園 私立保育園及び私立認定こども園 25園中 24園	公立保育園全10園 私立保育園及び私立認定こども園全 27園
17	保育所保育環境充実事業	安心安全な保育環境を保つため、公立保育園の施設整備及び計画的な維持管理を行う。	(事業の継続)	工事施工 2園 エアコン設置工事 11園	継続
18	保育施設整備支援事業	私立保育園等の施設整備等の充実に対して、助成を行う。	(事業の継続)	私立保育園創設 3園、改築 1園	継続
19	保育力充実事業【新規】	待機児童解消のため保育士確保策として、私立保育園等へ勤務する保育士の保育料補助、家賃補助、奨学金返済支援補助、再就職支援貸付を行う。	待機児童数 (3/1 現在)	50人	0人

3 幼児教育における支援の充実

NO	事業名	事業内容	指標	R 1 実績見込	R 6 目標値
20	幼稚園における子育て支援活動事業	未就園児の親子登園、子育てサークルの支援、子育てに関する相談や情報提供を促進する。	実施幼稚園数	公立幼稚園 2園 中 1園 私立幼稚園全 5園	公立幼稚園 2園 中 1園 私立幼稚園全 5園
21	受け入れ幼児の拡充事業	幼稚園の受け入れ幼児の拡充を図るため、3歳児未満児の受け入れを促進する。	(事業の継続)	継続 (私立 5園)	継続
22	預かり保育の充実事業	希望する園児を対象に幼稚園等で行っている預かり保育拡充を図る。	実施幼稚園・認定こども園数	公立幼稚園全 2園 私立幼稚園及び私立認定こども園全 10園	公立幼稚園全 2園 私立幼稚園及び私立認定こども園全 10園
23	障がい児の受け入れ支援事業	障がい児の受け入れ体制の確保を支援する。	(事業の継続)	継続	継続
24	世代間交流事業	老人ホームの訪問等によるふれあい交流や中・高校生等による体験学習など、異年齢間の交流を促進する。	(事業の継続)	継続	継続

4 子育て支援のネットワークづくり

NO	事業名	事業内容	指標	R 1 実績見込	R 6 目標値
25	講演会・研修会開催事業	講演会・研修会などの開催により、子育てに関する学習の一つとして、食育に関する講座を開講する。	市民講座等の開催事業において、食育に関する事業の開催回数	5回	4回
26	地域子育て支援情報ネットワーク事業	地域の子育て支援団体、関係者等の交流会（情報交換及び研修）の開催する。	子育て支援情報ネットワーク交流会の満足度	80%	90%

5 学童クラブ、放課後子供教室の充実

NO	事業名	事業内容	指標	R 1 実績見込	R 6 目標値
27	放課後児童健全育成事業（学童クラブ）★ (5)	保護者が労働等で昼間家庭にいない小学校児童を対象に、遊びや生活の場を与え、健全な育成を図るため、学童クラブの充実を図る。	学童クラブの待機児童数	0人	0人
28	放課後子供教室推進事業	学校等の余裕教室等を利用して、子どもたちの安全な居場所を設置し、様々な体験活動や地域住民との交流を行う。	放課後子供教室の実施箇所数	2箇所 (大迫地域)	2箇所 (大迫地域)

6 子どもの健全育成

NO	事業名	事業内容	指標	R 1 実績見込	R 6 目標値
29	民生児童委員活動事業	民生児童委員、主任児童委員による子どもや家庭への相談、援助活動の推進を図る。	民生相談員相談支援件数	2, 000件	2, 500件
30	スポーツ少年団本部支援事業	スポーツを通じて個々の可能性や集団の中での積極性を養うため、スポーツ少年団本部の活動を奨励する。	スポ少本部の登録団数及び団員数	71団体 1, 507名	71団体 1, 507名
31	団体鑑賞事業	子どもや青少年に優れた芸術や文化の鑑賞機会の拡充を図る。	(事業の継続)	継続	継続
32	学校体育施設開放事業	放課後や休日等における体育館、運動場等の学校施設の開放を行う。	(事業の継続)	継続	継続
33	少年センター事業	少年補導委員の街頭指導活動により、少年非行の未然防止に努める。	非行少年補導数	0人	0人
34	安全・安心まちづくり大会開催事業	「安全・安心まちづくり大会」の開催を通じ、「地域の子どもは地域で育てる」という意識の醸成を図る。	(事業の継続)	継続 (R1. 11. 15開催、参加者数194人(なはんプラザ))	継続
35	国際姉妹都市等交流推進事業	青少年の海外姉妹・友好都市等への派遣研修、また海外青少年・市民等の訪問交流等国际交流活動を推進する。	派遣人数のうち中高生派遣人数	26人	38人
36	地区振興センター等活動事業	各生涯学習施設、振興センターが中心となって、三世交代流事業やそれぞれの地域に即した事業(行事)を開催する。	(事業の継続)	継続	継続
37	教育を高める市民運動事業	家庭学習の充実及び読書活動の推進など、子どもの教育課題解決のための自主的・実践的な教育振興運動を実施する。	(事業の継続)	継続	継続
38	学校地域協働連携事業【新規】	学校と地域の連携や小中連携により地域全体で子どもの成長を支える環境づくりを推進する。	学校生活が楽しい(充実している)と答えた児童(生徒)の割合	小学校 93.0% 中学校 92.5%	小学校 95.0% 中学校 94.0%

7 経済的負担の軽減

NO	事業名	事業内容	指標	R 1 実績見込	R 6 目標値
39	保育料負担軽減事業	保育園の保育料について、子育て支援を推進するため、保護者の負担軽減を図る。	国基準に対する軽減率	35.40%	27.20%
40	第3子以降保育料負担軽減事業	安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進するため、保育料負担を軽減する。	(事業の継続)	継続	継続
41	児童手当支給事業	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため児童手当を支給する。	児童手当申請に対する認定率	100%	100%
42	特別児童扶養手当支給事業	20歳未満の精神又は身体に障がいのある児童を養育している方に福祉の増進を図るため、特別児童扶養手当を支給する。	特別児童扶養手当申請に対する進達率	100%	100%
43	妊産婦医療費助成事業	妊産婦の健康づくりのため、経済的負担を軽減する。	(事業の継続)	継続 受給者数 208人、給付額 18,000千円	継続
44	乳幼児医療費助成事業	乳幼児の保護者が安心して子育てができる環境づくりのため、経済的負担を軽減する。	(事業の継続)	継続 受給者数 3,969人、給付額 114,000千円	継続
45	小学生医療費助成事業	小学生の保護者が安心して子育てができる環境づくりのため、経済的負担を軽減する。	(事業の継続)	継続 受給者数 2,644人、給付額 30,000千円	継続
46	中学生医療費助成事業【新規】	中学生の保護者が安心して子育てができる環境づくりのため、経済的負担を軽減する。	(事業の継続)	継続 受給者数 1,208人、給付額 11,000千円	継続

第5章 基本施策の具体的な取り組み

NO	事業名	事業内容	指標	R 1 実績見込	R 6 目標値
47	高校生等医療費助成事業【新規】	高校生等の保護者が安心して子育てができる環境づくりのため、経済的負担を軽減する。	(事業の継続)	継続 受給者数 1,122人、給付額 9,000千円	継続
48	ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭の保護者が安心して子育てができる環境づくりのため、経済的負担を軽減する。	(事業の継続)	継続 受給者数 1,928人、給付額 39,000千円	継続
49	養育医療費助成事業	未熟児養育医療給付を行い、医療費を助成して経済的負担を軽減する。	(事業の継続)	継続	継続
50	重度心身障がい者医療費助成事業	重度心身障がい者の自立した生活を支援するため、経済的負担を軽減する。	(事業の継続)	継続 受給者数 2,176人、給付額 214,000千円	継続
51	心身障がい児医療費助成事業【新規】	心身に障がいのある児童の保護者が安心して子育てできる環境づくりのため、経済的負担を軽減する。	(事業の継続)	継続 受給者数 73人、給付額 1,700千円	継続
52	奨学金貸与事業	高校生及び大学生へ奨学金を貸与し、学ぶ機会の拡充に努める。	(事業の継続)	継続 (R1.12月現在) 新規 大学生 42名 高校生 11名 継続 大学生 86名 高校生 11名	継続
53	奨学金活用人材確保支援事業【新規】	市奨学金の返還者に対して、返還金の一部を補助することにより、奨学金制度を活用した人材確保を行う。	補助金交付した人数 (保育士及び奨学生)	R1.12月現在 ふるさと保育士 4名 ふるさと奨学生 2名	ふるさと保育士 8名 ふるさと奨学生 11名
54	はなまき夢応援奨学金事業【新規】	修学に向けた支援が必要な人で、かつ卒業後に市内に居住する意思を持つ人に、返還免除型の奨学金を貸与する。	・貸与する要自立支援者の人数 ・返還免除となった要自立支援者の人数	・2名(新規) 0、継続2名) (R1.12月現在) ・2名 (R1.12月現在)	・5名 ・19名
55	就学援助事業	経済的理由により児童生徒を就学させることが困難な保護者や特別支援学級に就学している児童生徒の保護者に対して、必要な経費を支給することで経済的な負担を軽減する。	(事業の継続)	継続 認定実績 (R1.12.1現在) 要保護 小 16名 中 14名 準要保護 小 214名 中 152名 特別支援 小 105名 中 40名 被災 小 8名 中 1名	継続

II 母性並びに乳児及び児童等の健康の確保及び増進

1 子どもや母親の健康の確保

NO	事業名	事業内容	指標	R 1 実績見込	R 6 目標値
56	健康教育事業	妊娠中の生活や出産・育児の知識を普及するパパママ教室や、子どもの育児・栄養・遊び・事故防止等について指導する育児学級を行う。	年間延べ参加者数及び受講率	パパママ教室 167人 育児学級 97.4%	パパママ教室 180人 育児学級 98.0%
57	健康相談事業	妊婦に対し、妊娠中の健康や生活について相談指導する。また、乳幼児期の子どもをもつ母親等の育児不安に対応し、育児・栄養等の相談指導を行う。	年間延べ相談者数	妊婦 随時 550人 乳幼児等 24回 480人	妊婦 随時 590人 乳幼児等 24回 500人
58	健康診査事業★(13)	妊婦・乳児の医療機関委託健診や、乳幼児の集団健診により、疾病の早期発見と保健指導を行う。	3歳児健診における受診の割合	100%	100%

第5章 基本施策の具体的な取り組み

NO	事業名	事業内容	指標	R 1 実績見込	R 6 目標値
59	予防接種事業	感染症の発生やまん延を予防する。	二種混合（ジフテリア・破傷風）接種率	85%	90%
60	子育て支援家庭訪問事業★(7)・(8)-1	すべての子どもが健やかに養育されるよう、生後4ヶ月までの乳児に保健師等が家庭訪問し、子育て支援を行う。	7か月健診で体調がよく安心して子育てできる母の割合	85%	90%
61	特定妊婦支援事業★(8)-1	母子健康手帳交付時や関係機関からの情報提供により特定妊婦の把握を行い、必要な支援を行う。	特定妊婦の訪問・相談件数	80件	90件
62	こどものためのインフルエンザ予防接種費用軽減事業	生後6か月から小学6年生を対象にインフルエンザ予防接種費用を補助し予防接種を受けやすい環境を整え、こどものインフルエンザの発症及び重症化を予防する。	接種率	68%	77%
63	認可外保育施設健康管理事業	認可外保育施設に在籍する児童の健康診断の実施に助成する。	認可外保育施設児童の健康診断受診率	100%	100%

2 食育の推進

NO	事業名	事業内容	指標	R 1 実績見込	R 6 目標値
64	乳幼児に対する栄養相談事業	離乳食や幼児期の食事について、離乳食教室や乳児健診などの機会に適切な指導・相談を実施するとともに情報提供に努める。	離乳食教室の受講率	100%	100%
65	「食べて花まる」健康講座事業（食育講座）	「花巻市食育推進計画」推進のため、また市民1人ひとりの健康意識の向上を目的に調理実習や講話を行う。	食事に気をつけている市民の割合	56.0%	62.4%
66	保育園等における地産地消事業	花巻地方産の野菜などを食材として取り入れ、その季節の伝統食などを提供する。	実施保育園等の数 実施回数	公立全園 年12回以上 私立25園のうち 17園 年1回以上	公立全園 年12回以上 私立25園のうち 17園 年1回以上
67	学校給食における地産地消推進事業【新規】	花巻地方・県内産の米や野菜、果樹を食材として取り入れるとともに、地域の生産者による出前授業等を実施する。	（事業の継続）	継続	継続
68	学校給食センター改修事業	安定的な学校給食の提供のため、老朽化が著しい施設について、計画的な改修を行う。	施設等の不具合を原因とする給食停止や献立変更日数	—	0日

3 思春期保健対策の充実

NO	事業名	事業内容	指標	R 1 実績見込	R 6 目標値
69	学校保健事業	児童生徒や教職員の健康保持のため、学校医の確保及び各種健診を実施する。併せて、学校保健の推進向上を図る事業を実施する花巻市学校保健会に補助金を交付する。	生活習慣病予防健診「異常なし」者率（小4及び中1）	小4：77.0%、 中1：81.3%	小4：75.0% 中1：75.0%

Ⅲ 親の育成と子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

1 次代の親の育成

NO	事業名	事業内容	指標	R 1 実績見込	R 6 目標値
70	赤ちゃんふれあい体験事業	中学生が乳児とふれあいを行い、命や性の尊さを体験する。	赤ちゃんふれあい体験実施回数	8回	10回

第5章 基本施策の具体的な取り組み

2 就学前教育の充実

NO	事業名	事業内容	指標	R 1 実績見込	R 6 目標値
71	保幼小連携事業	市内保育園、幼稚園、認定こども園等の職員の資質を向上し、就学前の保育・教育の充実や小学校へのスムーズな接続を図るため研修を行う。	研修会の満足度	90%	90%
72	幼児ことばの教室事業	就学前の子どもが表現能力を十分発揮できるようにするため、コミュニケーションの大切な手段の一つであることば（発音や吃音など）に関する課題を早期に発見し、一人ひとりの発達を考慮した指導を行う。	指導終了幼児の割合	85%	90%
73	ニコニコチャレンジ推進事業	幼児期のうちに身につけたい基本的な生活習慣の項目について、期間を決めて親子で取り組む。	基本的な生活習慣が身につけている（A B評価）子どもの割合	82%	80%

3 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

NO	事業名	事業内容	指標	R 1 実績見込	R 6 目標値
74	キャリア学習支援事業	地域社会や児童生徒の特徴を踏まえ、様々な体験活動を通じた学習を推進し、児童生徒の「生きる力」を育む。	自分が住んでいる地域には良いところがあると思うと答えた児童（生徒）の割合	小学校 92.0% 中学校 85.0%	小学校 96.0% 中学校 88.0%
75	特別支援事業	不登校や別室登校児童生徒の改善の支援、障がいのある児童生徒に対する校内での支援など、児童生徒が豊かな生活を送ることができるよう多様な支援を行う。	不登校児出現率	小学校 0.33% 中学校 2.97%	小学校 0.25% 中学校 2.40%
76	幼稚園教育環境充実事業	幼児教育の充実を図るため、幼稚園における教育環境の整備を行う。	（事業の継続）	継続	継続

4 家庭や地域の教育力の向上

NO	事業名	事業内容	指標	R 1 実績見込	R 6 目標値
77	ブックスタート及びブックスタートプラス事業	早い時期からの心とことばを育むため、4か月児離乳食教室に合わせブックスタート事業及び1歳6か月健診時に合わせブックスタートプラス事業で絵本を贈り、親子のふれあいを深め、絵本に親しむことの大切さの実践と啓発を図る。	18歳以下の人口に対する1人当たり貸出冊数	7.90冊	8.50冊
78	ふれあい出前講座事業	市民等の団体が実施する学習会に講師を派遣する出前講座を活用し、家庭教育に関する講師を紹介する。	生涯学習講師新規登録者数	14人（全体）	14人（全体）
79	ニコニコガイド発行事業	子育てに関する悩みや子育てに参考になる情報を提供し、就学前教育への理解を深める。	ニコニコガイド発行部数	4,300部	4,300部
80	ニコニコせんせい体験事業	子どものかかわり方や子育てのヒントを見つけたり、子どもに対する相互理解と、保護者と園の信頼関係を深めたりするために、保護者の一日保育士体験を行う。	参加人数	1,100人	1,100人

5 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

NO	事業名	事業内容	指標	R 1 実績見込	R 6 目標値
81	地域安全活動推進事業	関係機関・団体等の地域住民と連携・協力して関係業界に対する子どもへの有害情報を自主的措置の働きかけを推進する。	（事業の継続）	継続 （有害図書等自動販売機撤去要望活動1回実施。2箇所4台）	継続

IV 子育てを支援する生活環境の整備

1 良質な住宅の確保

NO	事業名	事業内容	指標	R 1 実績見込	R 6 目標値
82	公営住宅整備事業	良質な公営住宅の維持管理等を推進する。	大規模修繕進捗率	諏訪 AP 改修 A棟 (12戸)	年1棟ずつ大規模修繕を実施する 天下田 AP (I棟) 諏訪 AP (B~E棟)
83	子育て世帯住宅取得奨励事業【新規】	子育て世帯の市内への定住を支援するため、市内のサービス生活拠点、親世代との同居・近居をするための住宅取得を支援する。	子育て世帯住宅取得奨励金交付件数	112件	80件

2 安全な生活環境の確保

NO	事業名	事業内容	指標	R 1 実績見込	R 6 目標値
84	放射能公害対策事業	市民の不安を速やかに解消するため、空間放射線量の計測・公表と市民から持ち込まれる食品などに含まれる放射性物質の濃度を測定する。	放射性物質濃度測定実施率 (実施済件数/依頼件数)	100%	100%

3 安全な道路交通環境の整備

NO	事業名	事業内容	指標	R 1 実績見込	R 6 目標値
85	交通安全環境整備事業	歩道等の整備により交通事故等を防止し、安全、円滑、快適な交通環境の確保を図る。	歩道整備延長	1.0km	8.0km

4 安心して外出できる環境の整備

NO	事業名	事業内容	指標	R 1 実績見込	R 6 目標値
86	ユニバーサルデザイン推進事業	公共施設交通機関等について、妊婦や子ども連れが安全かつ円滑に利用できるようバリアフリー化を推進し、ユニバーサルデザイン化に努める。	ユニバーサルデザイン化推進事業の啓発数	1回	1回
87	子育て応援の店の普及・拡大事業	岩手県などが取り組んでいる子育て応援の店の普及拡大に努める。	(事業の継続)	継続	継続
88	移動式赤ちゃんの駅貸出事業【新規】	イベント開催時に乳幼児の授乳やオムツ交換を行うためのスペースとして、移動式赤ちゃんの駅を無料で貸し出し、乳幼児を連れた保護者が安心して参加できる環境づくりを推進する。	貸出回数	1セット	2セット

5 安全・安心なまちづくりの推進

NO	事業名	事業内容	指標	R 1 実績見込	R 6 目標値
89	広報啓発活動事業	防犯設備の整備推進に関する広報啓発活動を推進するとともに、街頭指導・補導活動を継続実施する。	(事業の継続)	防犯協会に活動支援 地域安全運動 (年4回)実施	継続

V 職業生活と家庭生活との両立の推進

1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

NO	事業名	事業内容	指標	R 1 実績見込	R 6 目標値
90	子育て支援制度の普及啓発事業	広報やホームページでの情報提供により事業所における育児休業制度など子育て支援に係る制度の一層の啓発に努める。	(事業の継続)	継続 (広報活動)	継続 (広報活動)

2 仕事と子育ての両立の推進

NO	事業名	事業内容	指標	R 1 実績見込	R 6 目標値
91	育児支援等各種情報提供事業	相談事業として育児休業取得者、育児を行なう就業者等への育児支援制度の情報提供に努める。	(事業の継続)	継続 (相談時情報提供)	継続 (相談時情報提供)

VI 子どもの安全の確保

1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

NO	事業名	事業内容	指標	R 1 実績見込	R 6 目標値
92	子どもの交通事故防止対策事業	保育所・幼稚園・小学校の通学時間帯に交通指導員やPTA等による交通指導を行う。	交通指導を実施した地域	市内全域	市内全域
93	交通安全教育・啓発事業	日常生活において交通安全に必要な基本的技術及び知識を習得させるため、講習会等による交通安全教育を推進し啓発活動に努める。	子どもを対象とした交通安全教室の開催回数	190回 (15,000人)	190回

2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

NO	事業名	事業内容	指標	R 1 実績見込	R 6 目標値
94	地域防犯活動推進事業	住民の自主防犯活動を推進するため、情報の提供や、関係機関、団体との情報交換を実施する。	(事業の継続)	継続 (防犯協会で行ったメール配信25件)	継続
95	子ども110番の家等推進事業	「子ども110番の家」について、関係機関と協力して子どもたちが安全に生活できる環境整備に努める。	(事業の継続)	継続 (防犯協会等で設置した子ども110番の家の数641箇所)	継続
96	少年センター事業(再掲)	少年補導委員の街頭指導活動により、少年非行の未然防止に努める。	非行少年補導数	0人	0人
97	学校安全確保事業	スクールガード・リーダーを委嘱し、学校安全ボランティア(スクールガード)の養成と地域ぐるみの学校安全体制づくりを推進する。	登下校中の児童生徒の交通事故	5件	0件

3 被害に遭った子どもの保護の推進

NO	事業名	事業内容	指標	R 1 実績見込	R 6 目標値
98	児童立ち直り支援活動事業	各種相談員により、家庭及び学校等の関係機関と連携して、被害を受けた子どもに対し、継続的支援を効果的に行う。	家庭相談員の関わりが終了した世帯の割合	75%	75%

VII 多様な家庭環境などに対応したなどきめ細やかな取り組みの推進

1 児童虐待防止対策の充実

NO	事業名	事業内容	指標	R 1 実績見込	R 6 目標値
99	要保護児童対策地域協議会事業★(8)-2	児童虐待防止に係る協議会の充実・強化を図り、相談支援活動を拡充し、児童虐待の未然防止に努める。	家庭相談員の関わりが終了した世帯の割合	75%	75%
100	家庭児童相談事業	虐待やネグレクトなど、家庭の児童養育に関する相談への指導・援助の充実を図るとともに、要保護児童の支援に努める。	家庭相談員の関わりが終了した世帯の割合	75%	75%

2 ひとり親の自立支援の推進

NO	事業名	事業内容	指標	R 1 実績見込	R 6 目標値
101	婦人相談事業	様々な問題を抱えた女性の相談・指導の充実を図るとともに、関係機関と連携し、配偶者への暴力（DV）の防止に努める。	解決に向けて方向性を見出せるようになった女性の割合	75%	70%
102	母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭等に対し就学資金等を貸し付け、経済的自立の助成と児童の福祉を推進する。	福祉資金貸付申請に対する進達率	100%	100%
103	ひとり親相談事業	様々な問題を抱えた子育て中の母子・父子家庭の親の相談・指導等の支援に努める。	相談員の関わりが終了した世帯の割合	75%	75%
104	児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭の安定と自立の促進を図るため児童扶養手当を支給する。	児童扶養手当申請に対する認定率	100%	100%
105	母子家庭等自立支援給付金事業	指定する教育訓練講座を受講や養成機関で対象資格の養成訓練受講した母子家庭の母等に対し給付金を支給することにより経済的な安定と自立の支援を図る。	講座受講後の就労者数	1人/年	1人/年
106	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業【新規】	母子家庭の母等やその児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合、給付金を受けることにより、自立や生活安定を目指した学び直しを支援する。	制度を利用した母子または父子等の数	1人/年	1人/年

3 発達相談・支援の充実

NO	事業名	事業内容	指標	R 1 実績見込	R 6 目標値
107	発達相談・支援事業	乳幼児の発達障がいや早期に発見し、発達を促すため、総合的な指導及び援助を行う。	(事業の継続)	継続	継続

4 障がい児療育事業の充実

NO	事業名	事業内容	指標	R 1 実績見込	R 6 目標値
108	障がい児通所等給付事業	障がい児通所支援の利用等に要する費用の給付を行う。	申請に対する決定率	100%	100%
109	障がい児支援事業【新規】	障がい児が利用する施設の運営団体に費用を補助または負担する。	障がい福祉サービスに満足している障がい者の割合	83%	90%

廃止・終了した事業

基本施策	実施施策	事業名	事業内容	廃止・終了理由
I	2	乳児保育事業	産休明けからの乳児保育の実施について継続するとともに、その充実を図る。	現在、各保育園及び認定こども園で実施しており、また、地域型保育事業所が増え乳児保育に対応しているため。
I	2	夜間保育事業	午後7時以降の保育の実施について、需要の動向を見極めながら実施を検討する。	夜間保育の要望が極めて少数であり、また、事業を実施するための保育士の確保が困難であるため。
I	2	休日保育事業	就労形態の多様化に対応するため、日曜、祝祭日の保育の実施について、需要の動向を見極めながら実施を検討する。	事業を実施するための保育士の確保が困難であるため。
I		認定こども園の普及・促進	認定こども園の普及・促進を図るための支援を行う。	R2.4.1 時点で幼保連携型認定こども園が5施設開設されており、今後は認定こども園への移行を希望する施設の意向に沿って支援することとするため。
I	6	児童遊園等整備支援事業	子どもが安心して遊べる空間である児童遊園等の整備を促進する。	事業実績がないため。

第5章 基本施策の具体的な取り組み

基本施策	実施施策	事業名	事業内容	廃止・終了理由
I	7	幼稚園負担軽減事業	幼稚園の保護者負担について、子育て支援を推進するため、保護者の負担軽減を図る。	幼児教育が無償化されたため。
II		小児救急医療対策事業	中部医療圏における小児・乳幼児の救急医療の確保、充実を図る。	病院群輪番制を利用した市民の数を指標としていたが、小児のみが対象ではなく小児医療の充実へ取り組む事業として適当ではないため。
V	2	事業所内保育施設設置促進事業	認可保育園を補完する事業所内保育施設の設置について、事業所内の理解を得ながら設置の促進に努める。	認可外の事業所内保育施設を新たに開設する場合、H28年度に創設された内閣府が所管する企業主導型保育事業制度の対象となり、市を介さないため。
VII	4	イーハトーブ養育センター整備事業	老朽化・狭隘化に伴うイーハトーブ養育センターの施設整備を支援し、重症心身障がい児の受け皿の拡充等機能充実を図る。	整備が終了したため。
VII	4	障がい児・障がい者支援施設整備事業	障がい児・者支援施設の整備に対し補助金を交付し、障がい児・者の自立を支援する。	支援は継続するが、施設整備数を目標とするものではないため。

第1期・第2期の事業数比較

第1期 107事業

第2期 109事業

継続97事業				継続96事業			
見直し事業数	基本施策	実施施策	事業名	基本施策	実施施策	NO	事業名
(統合5)	I	2	特定保育事業	I	2	14	一時保育事業
	III	2	ニコニコ元気っ子事業	III	2	71	保幼小連携事業
	III	2	ニコニコ交流事業	III	3	74	キャリア学習支援事業
	III	3	ボランティア活動支援事業	VII	2	103	ひとり親相談事業
(分割1)	I	7	乳幼児・小学生・妊産婦・重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費助成事業	I	7	43	妊産婦医療費助成事業
				I	7	44	乳幼児医療費助成事業
廃止・終了 10事業	I	2	乳児保育事業	I	7	45	小学生医療費助成事業
				I	7	48	ひとり親家庭医療費助成事業
				I	7	50	重度心身障がい者医療費助成事業
				I	2	9	病児保育事業（体調不良児対応型）
				I	2	19	保育力充実事業
				I	6	38	学校地域協働連携事業
				I	7	46	中学生医療費助成事業
				I	7	47	高校生等医療費助成事業
				I	7	51	心身障がい児医療費助成事業
				I	7	53	奨学金活用人材確保支援事業
新規 13事業	I	7	イーハトーブ養育センター整備事業	I	7	54	はなまき夢応援奨学金事業
				II	2	68	学校給食センター改修事業
				IV	1	83	子育て世帯住宅取得奨励事業
				IV	4	88	移動式赤ちゃんの駅貸出事業
				VII	2	106	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
				VII	4	109	障がい児支援事業

第6章 教育・保育提供区域の設定及び教育・保育施設、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業の「利用見込み」の算定の考え方

1 教育・保育提供区域の設定の考え方

本市においては、子どもの誕生から乳幼児期、小学校・中学校へと成長していく過程において、行政を含め居住する地域が様々な形で関わりを持ち、地域の子どもは地域で守り育てるという考え方を基本に子ども・子育て支援を行っています。

このことと併せ、地理的条件、人口、交通事情、その他社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他条件を総合的に勘案して提供区域を次のとおり設定します。

教育・保育に係る区域

地理的条件や社会的条件などを踏まえ、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能であること及び基盤整備上の柔軟性を総合的に勘案し、合併前の旧市町である花巻地域、大迫地域、石鳥谷地域、東和地域の4地域とします。

地域子ども・子育て支援事業に係る区域

各事業のサービス提供施設や機関の所在、相互連携などを勘案し、次のとおり全市域、4地域、小学校区に分類します。

なお、この設定区域を越えての各施設・事業等の利用が制限されるものではありません。

事業名		提供区域		
		全市域	4地域	小学校区
教育・保育（子ども・子育て支援給付）			○	
地域子ども・子育て支援事業	① 利用者支援事業	○		
	② 延長保育事業		○	
	③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	○		
	④ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	○		
	⑤ 学童クラブ（放課後児童健全育成事業）			○
	⑥ 子育て短期支援事業	○		
	⑦ 乳児家庭全戸訪問事業	○		
	⑧-1 養育支援訪問事業	○		
	⑧-2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）	○		
	⑨ 地域子育て支援拠点事業	○		
	⑩ 一時預かり事業	○		
	⑪ 病児保育事業	○		
	⑫ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	○		
⑬ 妊婦健康診査	○			

2 教育・保育施設、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業の「利用見込み」の算定の考え方

本計画の策定にあたり、平成30年12月1日現在、本市の住民基本台帳に記載されている0歳から5歳児までの児童及び小学校1年生から4年生までの児童（他市町村の住民基本台帳に記載されている児童で花巻市内の小学校に在籍する児童を含む。）全員の保護者を対象に実施したニーズ調査（以下「ニーズ調査」という。）を基に「利用見込み」を算出しています。

教育・保育施設、地域型保育事業

「推計児童数」と現在の家庭類型と母親の就労希望を反映させた「潜在的な家庭類型の分布」から「家庭類型別児童数」を算出し、さらに「利用意向率」を反映させて「利用見込み」を算出しています。また、該当しない選択肢を選択したことによる誤差や現在の利用状況との乖離を補正しています。

【利用見込みの算出方法】

① 家庭類型別児童数の算出

「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家庭類型別児童数（人）」

② 利用見込みの算出

「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向率（割合）」＝「利用見込み（人）」

《利用見込みの算出区分》

認定区分		保育	対象児童年齢
1号認定	教育標準時間認定（認定こども園及び幼稚園） 〈専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭〉	保育を必要としない	3～5歳
2号認定	保育認定①（教育利用希望） 〈保育を必要とするが教育利用希望意向の家庭〉	保育を必要とする	3～5歳
	保育認定②（認定こども園及び保育園）		
3号認定	保育認定③（認定こども園及び保育園＋地域型保育）		1・2歳 0歳

《花巻市の推計児童数》

年齢	R2	R3	R4	R5	R6
0歳	569	557	546	531	517
1歳	601	588	574	563	548
2歳	569	607	594	580	569
3歳	649	572	609	596	582
4歳	614	651	573	611	598
5歳	691	621	660	581	619
小計	3,693	3,596	3,556	3,462	3,433
6歳	713	697	625	665	586
7歳	692	717	700	629	667
8歳	690	691	717	699	628
9歳	730	692	693	718	700
10歳	752	731	692	693	719
11歳	764	754	733	694	695
小計	4,341	4,282	4,160	4,098	3,995
合計	8,034	7,878	7,716	7,560	7,428

※将来人口推計は、H26～30の人口を基にコーホート変化率法にて算出

《花巻市のニーズ調査に基づく家庭類型》

■0歳～就学前

	現在		潜在	
	実数	割合	実数	割合
タイプA ひとり親	168	0.08	168	0.08
タイプB フルタイム×フルタイム	1,115	0.51	1,188	0.55
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+60時間～120時間の一部)	309	0.14	293	0.13
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+60時間～120時間の一部)	204	0.09	243	0.11
タイプD 専業主婦(夫)	369	0.17	274	0.13
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+60時間～120時間の一部)	2	0.00	3	0.00
タイプE' パート×パート(いずれかが60時間未満+60時間～120時間の一部)	1	0.00	1	0.00
タイプF 無業×無業	5	0.00	3	0.00
全体	2,173	1.00	2,173	1.00

※潜在とは、保護者の就労希望や保育等の利用を考慮したもの

地域子ども・子育て支援事業

ニーズ調査の結果から事業ごとの利用意向率を算出し、推計児童数に掛け合わせることで算出しています。

また、ニーズ調査で測れないもの等については、これまでの利用実績や現状等を勘案し算出しています。

第6章 教育・保育提供区域の設定及び教育・保育施設、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業の
「利用見込み」の算定の考え方

第7章 教育・保育提供区域における教育・保育施設、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業の実施計画（利用見込み、確保方策）

1 教育・保育の利用見込みと確保方策

■ 第1期計画における教育・保育の利用見込みと確保方策の評価及び課題等

(1) 第1期計画の計画値に対する教育・保育の利用状況

(単位:人)

区 分		H27	H28	H29	H30	H31(R1)
1号認定 (3～5歳)	利用見込み	531	516	502	488	477
	利用見込み (2号認定のうち教育希望)	194	191	186	182	176
	利用見込み計	725	707	688	670	653
	確保方策	1,525	1,525	1,525	1,525	1,525
	施設等利用児童数	751	708	679	696	650
2号認定 (3～5歳)	利用見込み (2号認定のうち教育希望を除く)	1,336	1,324	1,292	1,259	1,215
	確保方策	1,376	1,376	1,413	1,413	1,413
	施設等利用児童数	1,237	1,260	1,265	1,257	1,281
	待機児童数	0	0	0	3	0
3号認定 (1・2歳)	利用見込み	864	835	810	786	764
	確保方策	722	743	810	810	810
	施設等利用児童数	727	746	706	734	769
	待機児童数	0	19	18	23	22
3号認定 (0歳)	利用見込み	282	273	265	258	251
	確保方策	209	256	280	280	280
	施設等利用児童数	149	149	163	161	152
	待機児童数	0	1	5	10	3

(注)

- ・1号認定の数値には子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園の児童数を含む
- ・利用見込み及び確保方策は、第1期計画値
- ・施設等利用児童数及び待機児童数は、各年度の5月1日時点での数値

(2) 第1期計画の評価

① 1号認定

利用見込みに対する実際の利用児童数は、おおむね計画値どおりに推移し、確保方策も利用児童数を確保できました。

② 2号認定

利用見込みに対する実際の利用児童数は、おおむね計画値どおりに推移し、確保方策は利用児童数を確保しているものの、平成30年度において待機児童が3名発生しました。

③ 3号認定（1・2歳児）

利用見込みに対する実際の利用児童数は、平成27年度から29年度においては計画値を幾分下回りましたが、平成30年度以降はおおむね計画値どおりの利用状況となりました。確保方策はおおむね利用児童数を確保しているものの、平成28年度以降毎年20名前後の待機児童が発生しています。

④ 3号認定（0歳児）

利用見込みに対する実際の利用児童数は、計画値のおおむね6割程度で推移しました。確保方策は利用児童数を十分に確保しているものの、平成30年度の10名をピークに平成28年度以降待機児童が発生しています。

(3) 第1期計画の実施に伴う本市の教育・保育の傾向と課題

① 傾向

- ・ 1号認定子どもについては、利用児童数が減少傾向となっています。
- ・ 2号認定子どもについては、利用児童数がおおむね横ばいで推移しています。
- ・ 3号認定子どものうち1・2歳児については、利用児童数が増加傾向であり、待機児童も発生しています。
- ・ 3号認定子どものうち0歳児については、利用児童数が横ばい若しくは増加傾向であり、待機児童も発生しています。

② 課題

- ・ 待機児童の解消…保育施設等の整備が一定程度進み、市全体として利用定員上の需要は確保できているものの、花巻地域を中心に待機児童が発生しており、保育士の確保が課題であると考えられることから、児童を受け入れるため一層の保育士確保対策が求められます。
- ・ 多様な教育・保育のニーズへの対応…保育を必要とする子どもの教育ニーズや教育施設における保育実施など、教育・保育施設の認定こども園への移行の促進をはじめとする多様なニーズへの対応が求められます。

■第2期計画における教育・保育の利用見込みと確保方策

〔全域〕 「利用見込み」は潜在的な利用希望を反映しているため、実際の利用と乖離する場合があります。 [単位：人]

区 分		R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	
1号認定	3-5歳	利用見込み (①)	425	415	394	380	359
		確保方策 (②)					
	特定教育・保育施設 利用定員	324	324	409	409	409	
	確認を受けない幼稚園	965	965	765	765	765	
	計	1,289	1,289	1,174	1,174	1,174	
差引 (②-①-2号①a)		675	697	603	622	642	
2号認定	3-5歳	利用見込み (①)	189	177	177	172	173
		教育利用希望 a	189	177	177	172	173
	上記以外 b	1,298	1,212	1,231	1,198	1,228	
	確保方策 (②)						
	利用定員	1,333	1,323	1,303	1,303	1,303	
特定教育・保育施設 新設	59	59	59	59	59		
特定教育・保育施設 利用定員の増			6	6	6		
計	1,392	1,382	1,368	1,368	1,368		
差引 (②-①b)		94	170	137	170	140	
3号認定	1-2歳	利用見込み (①)	709	724	707	692	676
		確保方策 (②)					
		利用定員	778	778	775	775	775
		特定教育・保育施設 新設	27	27	27	27	27
		特定教育・保育施設 利用定員の増					
	特定地域型保育事業 新設	19	19	19	19	19	
	特定地域型保育事業 利用定員の増	14	14	14	14	14	
	計	838	838	835	835	835	
	差引 (②-①)		129	114	128	143	159
	0歳	利用見込み (③)	213	209	204	199	194
確保方策 (④)							
利用定員		266	266	266	266	266	
特定教育・保育施設 新設		9	9	9	9	9	
特定教育・保育施設 利用定員の増				2	2	2	
特定地域型保育事業 新設	10	10	10	10	10		
特定地域型保育事業 利用定員の増	6	6	6	6	6		
計	291	291	293	293	293		
差引 (④-③)		78	82	89	94	99	

【再掲】

教育	利用見込み [1号①+2号①a+3号①a]	614	592	571	552	532
	確保方策 [1号②]	1,289	1,289	1,174	1,174	1,174
	差引	675	697	603	622	642

保育	利用見込み [2号①b+3号(①+③-①a)]	2,220	2,145	2,142	2,089	2,098
	確保方策 [2号②+3号(②+④)]	2,521	2,511	2,496	2,496	2,496
	差引	301	366	354	407	398
認可外保育施設を加味	参考：R1.10.1定員	78	78	78	78	78
	差引	379	444	432	485	476

- ・ 教育施設の受入れ体制は、利用希望を大きく上回り充足しています。
- ・ 保育園等の受入れ体制は、利用希望を上回り充足しています。

■ 確保方策の説明

(1) 基本的事項

- ・ 教育・保育ともに各年度の定員見込み数を確保方策の人数に計上しています。
- ・ 2号認定の利用見込みのうち教育利用を希望する子どもは、1号認定の利用見込みに加えて計上しています。

(2) 教育・保育施設及び地域型保育事業者の増

- ・ 認可保育園2施設の新設予定（令和2年度、定員95名）があることから、円滑な運営が図られるよう支援に努めます。
- ・ 地域型保育事業[小規模保育事業・家庭的保育事業]の新設予定（令和2年度、定員29名）があることから、円滑な運営が図られるよう支援に努めます。

(3) 教育・保育施設（幼稚園及び保育園）の認定こども園への移行

- ・ 幼稚園及び保育園の認定こども園への移行計画が予定されております。認定こども園は、幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化に対し、柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、移行について、利用者ニーズや設置者の意向、施設・設備等の状況を踏まえて、適切に普及・促進を図っていきます。

(4) 認可外保育施設における児童の受入れ

- ・ 転入や転居、育児休業明けなどに伴う認可保育園への新規の入所希望、特に3歳未満児の入所希望に対して、受け入れが困難な場合があることから、企業主導型保育事業所を含む認可外保育施設との連携に努めます。

(5) 保育士の確保

- ・ 待機児童の解消や安定した受け入れ体制の確保に向け、保育士の処遇改善や講習の実施・充実を図るとともに、潜在保育士の掘り起こしと再就職支援に取組み、量と質の確保に努めます。

(6) 公立保育園・幼稚園の適正配置

- ・ 少子化が進行する中、就学前児童の教育・保育のニーズは地域によって特徴があり、その実態に即した施設の適正な配置が求められます。特別な配慮が必要な子どもの受入れや地域の特性への対応など公立施設の役割を保持しつつ、地域・保護者・関係機関の意見も踏まえながら公立保育園・幼稚園の環境整備に努めます。

【地域別】

〔花巻地域〕 「利用見込み」は潜在的な利用希望を反映しているため、実際の利用と乖離する場合があります。

〔単位：人〕

区 分			R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	
1号認定	3-5歳	利用見込み(①)	386	377	358	346	326	
		確保方策(②)	特定教育・保育施設 利用定員	264	264	349	349	349
			確認を受けない幼稚園	965	965	765	765	765
			計	1,229	1,229	1,114	1,114	1,114
		差引(②-①-2号①a)	670	690	594	611	630	
2号認定	3-5歳	利用見込み(①)	173	162	162	157	158	
		確保方策(②)	教育利用希望 a	878	819	832	810	830
			上記以外 b	862	852	832	832	832
			利用定員	59	59	59	59	59
			特定教育・保育施設 新設			6	6	6
特定教育・保育施設 利用定員の増								
計	921	911	897	897	897			
差引(②-①b)	43	92	65	87	67			
3号認定	1-2歳	利用見込み(①)	521	532	519	508	496	
		確保方策(②)	利用定員	566	566	563	563	563
			特定教育・保育施設 新設	27	27	27	27	27
			特定教育・保育施設 利用定員の増					
			特定地域型保育事業 新設	16	16	16	16	16
	特定地域型保育事業 利用定員の増		14	14	14	14	14	
	計	623	623	620	620	620		
	差引(②-①)	102	91	101	112	124		
	0歳	利用見込み(③)	170	167	163	159	155	
		確保方策(④)	利用定員	219	219	219	219	219
			特定教育・保育施設 新設	9	9	9	9	9
			特定教育・保育施設 利用定員の増			2	2	2
			特定地域型保育事業 新設	8	8	8	8	8
特定地域型保育事業 利用定員の増			6	6	6	6	6	
計			242	242	244	244	244	
差引(④-③)			72	75	81	85	89	

【再掲】

教育	利用見込み [1号①+2号①a]	559	539	520	503	484
	確保方策 [1号②]	1,229	1,229	1,114	1,114	1,114
	差引	670	690	594	611	630

保育	利用見込み [2号①b+3号(①+③)]	1,569	1,518	1,514	1,477	1,481
	確保方策 [2号②+3号(②+④)]	1,786	1,776	1,761	1,761	1,761
	差引	217	258	247	284	280
認可外保育施設を加味	参考：R1.10.1定員	78	78	78	78	78
	差引	295	336	325	362	358

- ・ 教育施設の受入れ体制は、利用希望を大きく上回り充足しています。
- ・ 保育園等の受入れ体制は、利用希望を充足しています。

[大迫地域]

「利用見込み」は潜在的な利用希望を反映しているため、実際の利用と乖離する場合があります。

[単位：人]

区 分		R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度		
1号認定	3-5歳	利用見込み (①)	3	3	3	3	3	
		確保方策 (②)						
		特定教育・保育施設 利用定員 確認を受けない 幼稚園 計	0	0	0	0	0	
	差引 (②-①-2号①a)	-6	-6	-6	-6	-6		
2号認定	3-5歳	利用見込み (①)	3	3	3	3	3	
			教育利用希望 a 上記以外 b	59	55	56	54	56
	確保方策 (②)	利用定員	81	81	81	81	81	
		特定教育・保育施設 新設 特定教育・保育施設 利用定員の増						
		計	81	81	81	81	81	
差引 (②-①b)	22	26	25	27	25			
3号認定	1-2歳	利用見込み (①)	24	25	24	24	23	
		確保方策 (②)	利用定員	33	33	33	33	33
			特定教育・保育施設 新設 特定教育・保育施設 利用定員の増 特定地域型保育事業 新設 特定地域型保育事業 利用定員の増					
			計	33	33	33	33	33
	差引 (②-①)		9	8	9	9	10	
	0歳	利用見込み (③)	4	4	4	4	4	
		確保方策 (④)	利用定員	6	6	6	6	6
			特定教育・保育施設 新設 特定教育・保育施設 利用定員の増 特定地域型保育事業 新設 特定地域型保育事業 利用定員の増					
			計	6	6	6	6	6
			差引 (④-③)	2	2	2	2	2

【再掲】

教育	利用見込み [1号①+2号①a]	6	6	6	6	6
	確保方策 [1号②]	0	0	0	0	0
	差引	-6	-6	-6	-6	-6

保育	利用見込み [2号①b+3号(①+③)]	87	84	84	82	83
	確保方策 [2号②+3号(②+④)]	120	120	120	120	120
	差引	33	36	36	38	37

認可外保育施設を加味	参考：R1.10.1定員					
	差引	33	36	36	38	37

- ・ 教育施設の利用希望が若干ありますが、大迫地域には教育施設が設置されていないため、市内他地域または市外の施設を利用することになります。
- ・ 保育園の受入れ体制は、利用希望を充足しています。
- ・ 大迫地域には、認可外等保育施設は設置されていません。

〔石鳥谷地域〕 「利用見込み」は潜在的な利用希望を反映しているため、実際の利用と乖離する場合があります。

〔単位：人〕

区 分		R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度		
1号認定	3-5歳	利用見込み (①)	25	24	23	22	21	
		確保方策 (②)						
		特定教育・保育施設 利用定員						
		確認を受けない幼稚園						
	計	0	0	0	0	0		
	差引 (②-①-2号①a)	-31	-29	-28	-27	-26		
2号認定	3-5歳	利用見込み (①)	6	5	5	5	5	
			教育利用希望 a	6	5	5	5	5
		上記以外 b	230	215	218	213	218	
	確保方策 (②)	利用定員	236	236	236	236	236	
		特定教育・保育施設 新設						
		特定教育・保育施設 利用定員の増						
計		236	236	236	236	236		
	差引 (②-①b)	6	21	18	23	18		
3号認定	1-2歳	利用見込み (①)	108	110	108	105	103	
		確保方策 (②)	利用定員	102	102	102	102	102
			特定教育・保育施設 新設					
			特定教育・保育施設 利用定員の増					
			特定地域型保育事業 新設	3	3	3	3	3
			特定地域型保育事業 利用定員の増					
	計	105	105	105	105	105		
		差引 (②-①)	-3	-5	-3	0	2	
	0歳	利用見込み (③)	31	30	29	29	28	
		確保方策 (④)	利用定員	27	27	27	27	27
			特定教育・保育施設 新設					
			特定教育・保育施設 利用定員の増					
特定地域型保育事業 新設			2	2	2	2	2	
特定地域型保育事業 利用定員の増								
計	29	29	29	29	29			
	差引 (④-③)	-2	-1	0	0	1		

【再掲】

教育	利用見込み [1号①+2号①a]	31	29	28	27	26
	確保方策 [1号②]	0	0	0	0	0
	差引	-31	-29	-28	-27	-26

保育	利用見込み [2号①b+3号(①+③)]	369	355	355	347	349
	確保方策 [2号②+3号(②+④)]	370	370	370	370	370
	差引	1	15	15	23	21
認可外保育施設を加味	参考：R1.10.1定員					
	差引	1	15	15	23	21

- ・ 教育施設の利用希望が30人程度ありますが、石鳥谷地域に幼稚園は設置されていないため、市内他地域または市外の幼稚園を利用することになります。
- ・ 保育園の受入れ体制は、3号認定において不足が見込まれますが、2号認定はおおむね充足しており、保育士の配置により補います。
- ・ 石鳥谷地域には、認可外等保育施設は設置されていません。

[東和地域] 「利用見込み」は潜在的な利用希望を反映しているため、実際の利用と乖離する場合があります。

[単位：人]

区 分		R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度		
1号認定	3-5歳	利用見込み (①)	11	11	10	9	9	
		確保方策 (②)	特定教育・保育施設 利用定員	60	60	60	60	60
			確認を受けない幼稚園					
			計	60	60	60	60	60
差引 (②-①-2号①a)	42	42	43	44	44			
2号認定	3-5歳	利用見込み (①)	教育利用希望 a	7	7	7	7	7
			上記以外 b	131	123	125	121	124
		確保方策 (②)	利用定員	154	154	154	154	154
			特定教育・保育施設 新設					
			特定教育・保育施設 利用定員の増					
計	154	154	154	154	154			
差引 (②-①b)	23	31	29	33	30			
3号認定	1-2歳	利用見込み (①)	56	57	56	55	54	
		確保方策 (②)	利用定員	77	77	77	77	77
			特定教育・保育施設 新設					
			特定教育・保育施設 利用定員の増					
			特定地域型保育事業 新設					
	特定地域型保育事業 利用定員の増							
	計	77	77	77	77	77		
	差引 (②-①)	21	20	21	22	23		
	0歳	確保方策 (④)	利用見込み (③)	9	9	8	8	8
			利用定員	14	14	14	14	14
特定教育・保育施設 新設								
特定教育・保育施設 利用定員の増								
特定地域型保育事業 新設								
特定地域型保育事業 利用定員の増								
計	14	14	14	14	14			
差引 (④-③)	5	5	6	6	6			

【再掲】

教育	利用見込み [1号①+2号①a]	18	18	17	16	16
	確保方策 [1号②]	60	60	60	60	60
	差引	42	42	43	44	44

保育	利用見込み [2号①b+3号(①+③)]	196	189	189	184	186
	確保方策 [2号②+3号(②+④)]	245	245	245	245	245
	差引	49	56	56	61	59
認可外保育施設を加味	参考：R1.10.1定員	0	0	0	0	0
	差引	49	56	56	61	59

- ・ 教育施設の受入れ体制は、利用希望を大きく上回り充足しています。
- ・ 保育園の受入れ体制は、利用希望を充足しています。
- ・ 東和地域には、認可外等保育施設は設置されていません。

■ 保育利用率の目標値の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、満3歳未満の子どもに待機児童が多いことから、満3歳未満の子どもの数全体に占める、3号認定子どもの利用定員数の割合である「保育利用率」の目標値を設定することとされています。

利用定員とは、子ども・子育て支援新制度における、施設・事業者が給付の対象となることの「確認」を受ける際に設定が必要であり、また、認可定員と一致させることを基本としている定員のことです。つまり、本計画における確保方策と同義であることから、本市における保育利用率の目標値は、「確保方策（3号認定子ども）÷推計児童数（0～2歳）」により算出された以下の数値とします。

【全域】		R2	R3	R4	R5	R6
確保方策		1,106	1,106	1,105	1,105	1,105
(A)	1-2歳	824	824	821	821	821
	0歳	282	282	284	284	284
0-2歳推計児童数(B)		1,739	1,753	1,714	1,674	1,634
保育利用率(A/B)		63.6%	63.1%	64.5%	66.0%	67.6%

【花巻地域】		R2	R3	R4	R5	R6
確保方策		850	850	849	849	849
(A)	1-2歳	612	612	609	609	609
	0歳	238	238	240	240	240
0-2歳推計児童数(B)		1,360	1,372	1,345	1,317	1,288
保育利用率(A/B)		62.5%	62.0%	63.1%	64.5%	65.9%

【大迫地域】		R2	R3	R4	R5	R6
確保方策		36	36	36	36	36
(A)	1-2歳	33	33	33	33	33
	0歳	3	3	3	3	3
0-2歳推計児童数(B)		56	45	43	41	39
保育利用率(A/B)		64.3%	80.0%	83.7%	87.8%	92.3%

【石鳥谷地域】		R2	R3	R4	R5	R6
確保方策		129	129	129	129	129
(A)	1-2歳	102	102	102	102	102
	0歳	27	27	27	27	27
0-2歳推計児童数(B)		223	223	217	211	205
保育利用率(A/B)		57.8%	57.8%	59.4%	61.1%	62.9%

【東和地域】		R2	R3	R4	R5	R6
確保方策		91	91	91	91	91
(A)	1-2歳	77	77	77	77	77
	0歳	14	14	14	14	14
0-2歳推計児童数(B)		100	113	109	105	102
保育利用率(A/B)		91.0%	80.5%	83.5%	86.7%	89.2%

2 地域子ども・子育て支援事業の利用見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

施策 I - 1 事業No.1

【事業概要】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

具体的には次の業務を行います。

- ① 教育・保育施設等の利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施します。
- ② 本事業の実施に当たり、リーフレットその他の媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図ります。
- ③ 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、「子育て世代包括支援センター」を設置し、保健師等が専門的な見地から相談支援等を行います。

【利用見込みと確保方策】

教育・保育施設及び地域の子育て支援事業等を円滑に利用するための利用者への支援を行う場所を市役所内に、妊娠期から子育て期にわたる支援を行う子育て世代包括支援センターを花巻保健センター内に設置します。

【利用実績】

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度(見込)
設置数	1箇所	1箇所	2箇所	2箇所	2箇所

子育て世代包括支援センターは、平成29年度から設置

【利用見込みと確保方策】

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
利用見込み(①)	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
確保方策(②)	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
差引(②-①)	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所

【確保方策の設定の考え方】

教育・保育施設等の利用者支援の場所へ子育て支援相談員を、子育て世代包括支援センターへ保健師及び助産師を配置します。

【課題や今後の方向性】

教育・保育・保健その他の子育て支援を提供している機関のほか、関係する行政機関、児童委員、医療機関などの関係機関・団体との連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等の「地域連携」実施の拡充を検討します。

(2) 延長保育事業

施策 I - 2 事業No.13

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、保育園、認定こども園等において延長して保育を実施する事業です。

現在は、市内39箇所では18時から19時まで、1箇所では18時30分から19時まで、2箇所では18時30分から19時30分まで実施しています。

<対象児童> 保育認定を受けた児童

<利用時間> 実施施設等（保育園、認定こども園、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所）により異なる

例) 公立保育園 開所 7:00～18:00、時間外保育 18:00～19:00

<利用料金> 実施施設（保育園）により異なる

例) 公立保育園 1時間まで 1人1回 300円、1人1か月 3,000円

【利用実績】

【全域】	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度(見込)
利用者数(延べ)	27,234人回	24,379人回	28,010人回	26,144人回	26,144人回
第1期計画利用見込み数(延べ)	37,500人回	39,070人回	41,350人回	40,070人回	38,040人回
施設数	35箇所	36箇所	37箇所	39箇所	42箇所

【花巻地域】	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度(見込)
利用者数(延べ)	24,882人回	21,885人回	25,331人回	24,261人回	24,261人回
第1期計画利用見込み数(延べ)	28,800人回	30,150人回	32,380人回	31,080人回	29,730人回
施設数	22箇所	23箇所	24箇所	27箇所	30箇所

【大迫地域】	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度(見込)
利用者数(延べ)	120人回	26人回	22人回	39人回	39人回
第1期計画利用見込み数(延べ)	220人回	220人回	220人回	230人回	240人回
施設数	3箇所	3箇所	3箇所	2箇所	2箇所

【石鳥谷地域】	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度(見込)
利用者数(延べ)	2,051人回	2,374人回	2,421人回	1,476人回	1,476人回
第1期計画利用見込み数(延べ)	7,270人回	7,560人回	7,650人回	7,670人回	7,850人回
施設数	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所

第7章 教育・保育提供区域における教育・保育施設、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業の実施計画（利用見込み、確保方策）

【東和地域】	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度(見込)
利用者数（延べ）	181人回	94人回	236人回	368人回	368人回
第1期計画利用見込み数（延べ）	1,210人回	1,140人回	1,100人回	1,090人回	1,020人回
施設数	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所

【利用見込みと確保方策】

- ・ 第1期計画における利用見込みに対し、利用実績は下回ったものの、児童数が減少傾向にある中、保育の利用児童数は増加傾向にあり、保育園の認可定員の増による入所児童数の増加や延長保育の利用希望が今後も増加若しくは現状程度で推移すると考え、今後の保育園入所児童数に過去5年間で最大の平均利用回数（延べ利用件数／入所児童数）を乗じて利用見込みを算出します。
- ・ 箇所数については、今後の認可保育園の新設による増も見込みます。

【全域】	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
入所児童数（見込）	2,220人	2,145人	2,142人	2,089人	2,098人
利用見込み（①）	30,110人回	29,150人回	29,100人回	28,360人回	28,480人回
確保方策（②）	30,110人回 (45箇所)	29,150人回 (45箇所)	29,100人回 (44箇所)	28,360人回 (44箇所)	28,480人回 (44箇所)
差引（②－①）	0人回	0人回	0人回	0人回	0人回

【花巻地域】	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
入所児童数（見込）	1,647人	1,595人	1,592人	1,552人	1,558人
平均利用回数	16.6回	16.6回	16.6回	16.6回	16.6回
利用見込み（①）	27,340人回	26,480人回	26,430人回	25,760人回	25,860人回
確保方策（②）	27,340人回 (33箇所)	26,480人回 (33箇所)	26,430人回 (32箇所)	25,760人回 (32箇所)	25,860人回 (32箇所)
差引（②－①）	0人回	0人回	0人回	0人回	0人回

【大迫地域】	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
入所児童数（見込）	86人	83人	83人	81人	81人
平均利用回数	1.4回	1.4回	1.4回	1.4回	1.4回
利用見込み（①）	120人回	120人回	120人回	110人回	110人回
確保方策（②）	120人回 (2箇所)	120人回 (2箇所)	120人回 (2箇所)	110人回 (2箇所)	110人回 (2箇所)
差引（②－①）	0人回	0人回	0人回	0人回	0人回

【石鳥谷地域】	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
入所児童数（見込）	350人	337人	337人	329人	331人
平均利用回数	6.8回	6.8回	6.8回	6.8回	6.8回
利用見込み（①）	2,380回	2,290回	2,290回	2,240回	2,250回
確保方策（②）	2,380回 (5箇所)	2,290回 (5箇所)	2,290回 (5箇所)	2,240回 (5箇所)	2,250回 (5箇所)
差引（②－①）	0回	0回	0回	0回	0回

【東和地域】	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
入所児童数（見込）	137人	130人	130人	127人	128人
平均利用回数	2.0回	2.0回	2.0回	2.0回	2.0回
利用見込み（①）	270回	260回	260回	250回	260回
確保方策（②）	270回 (4箇所)	260回 (4箇所)	260回 (4箇所)	250回 (4箇所)	260回 (4箇所)
差引（②－①）	0回	0回	0回	0回	0回

【確保方策の設定の考え方】

- ・ 延長保育事業については、現行の延長保育事業を市内保育園の全てで実施しており、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保するものとしています。

【課題や今後の方向性】

- ・ 保護者の就労状況が多様化していることから、通常の保育時間を超えて保育を希望するニーズに対応できるよう保育士の確保など体制の整備に努めます。

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

施策Ⅰ－１ 事業No.11

【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等で実費徴収の部分と、幼児教育・保育の無償化に伴う施設等利用給付の認定を受けた子どもに係る私学助成を受ける幼稚園が行う給食に係る副食材料費について、公費により助成する事業です。

【利用実績】

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
支給者数（延べ）	104人	132人	36人	37人	37人

【利用見込みと確保方策】

- ・ 特定教育・保育施設等の日用品、文房具等に要する費用の助成については、入所状況等により年度で支給者数に開きがありますが、対象者は今後も一定数見込まれるこ

とから、過去5年の実績の最大値を参考に利用見込みを設定します。

- ・ 副食材料費の助成については、所得に応じて対象者が決まることから、令和元年度の私学助成を受ける幼稚園在園児の世帯で本事業の対象となる世帯数を参考に利用見込みを設定します。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
日用品等支給者数（延べ）	130人	130人	130人	130人	130人
副食材料費支給者数（延べ）	2,100人	2,100人	2,100人	2,100人	2,100人

【課題や今後の方向性】

- ・ 対象が子ども・子育て支援新制度や幼児教育・保育の無償化の認定者であることから、該当者の把握に努め、本事業の利用の活用が図られるよう周知を行います。

(4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

施策 I - 1 事業No.1 2

【事業概要】

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築するための事業です。

【課題や今後の方向性】

- ・ これまでにNPO法人や個人の地域型保育事業への参入があったほか、株式会社の保育施設への新規参入が予定され、多様な事業者の参入により教育・保育需要に対応していることから、新規参入を支援する事業の導入については今後の利用見込みの動向を勘案しながら検討します。
- ・ 認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築する事業については、国の事業の要件を満たす場合においては、導入について検討します。

(5) 学童クラブ（放課後児童健全育成事業）

施策 I - 5 事業No.2 9

【事業概要】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、授業の終了後に小学校の余裕教室や専用施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です（学童クラブ）。

平成31年4月現在では市内19箇所、31支援の単位（17小学校）に開設し、設置数及び利用者数は増加傾向にあります。

<対象児童> 本市に住所を有する者で、昼間家庭に保護者のいない小学校の児童

<開設時間> クラブにより異なる

例) 月～金…放課後～18:00、土曜日・長期休業期間…8:00～18:00

<保護者負担金> クラブにより異なる

例) おおむね7,000～10,000円/月程度（一部減免あり）

※別途、各学童クラブでおやつ代等の実費徴収あり

■ 第1期計画における学童クラブの利用見込みと確保方策の評価及び課題等

① 第1期計画の利用見込みと利用実績の比較

(単位：人)

小学校	H27			H28			H29			H30			H31(R1)		
	児童数	上段：利用見込み		児童数	上段：利用見込み		児童数	上段：利用見込み		児童数	上段：利用見込み		児童数	上段：利用見込み	
		下段：利用実績			下段：利用実績			下段：利用実績			下段：利用実績			下段：利用実績	
	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	
花巻小学校	300	69	17	303	64	16	298	64	16	285	58	16	283	61	15
		65	17		69	20		72	30		75	31		66	31
若葉小学校	671	102	18	645	97	18	659	101	17	661	99	17	651	100	16
		114	8		104	17		122	7		128	8		137	7
桜台小学校	655	100	18	660	105	17	646	101	17	616	103	17	602	100	18
		85	11		105	15		107	15		95	21		85	23
南城小学校	470	73	13	472	76	12	459	74	12	446	65	11	452	62	12
		76	7		70	1		91	11		98	12		107	17
湯口小学校	220	38	13	212	33	13	209	31	14	204	31	13	205	37	12
		49	7		45	13		45	11		39	16		55	12
湯本小学校	241	39	17	227	38	16	217	33	16	203	28	16	205	27	15
		38	18		44	17		45	19		38	17		44	17
矢沢小学校	449	75	25	431	70	25	395	67	21	387	63	21	387	64	19
		92	30		77	30		77	29		67	42		77	36
宮野目小学校	395	53	12	375	49	11	357	51	9	346	52	9	332	51	8
		53	4		53	5		60	0		60	0		59	1
太田小学校	129	33	12	120	29	12	112	31	10	113	31	11	100	31	9
		39	10		34	13		37	12		36	22		36	18
笹間第一小学校	131	40	4	132	41	4	138	35	5	131	32	4	131	27	4
		36	4		38	4		38	2		33	5		29	7
笹間第二小学校	20			22			20			18			17		
大迫小学校	117	15	4	106	16	3	100	16	3	91	15	2	91	13	3
		12	3		12	4		8	2		18	1		21	2
内川目小学校	33	5	1	22	3	1	22	4	1	23	3	1	17	3	1
亀ヶ森小学校	29	5	1	31	5	1	26	4	1	22	3	1	17	2	1
石鳥谷小学校	330	49	9	322	45	8	296	40	7	294	29	8	288	29	7
		44	2		36	7		34	6		30	5		40	8
新堀小学校	120	20	3	107	16	3	110	15	3	111	14	3	96	15	3
		21	3		16	3		19	10		23	7		24	10
八幡小学校	139	24	6	128	23	6	121	22	5	122	21	5	120	19	5
		29	4		23	1		29	2		30	0		34	0
八重畑小学校	92	20	5	87	19	5	89	20	5	93	15	6	86	14	6
		23	5		26	8		28	12		22	21		23	19
東和小学校	418	58	12	401	58	11	396	59	11	377	55	10	362	50	10
		32	15		40	12		41	19		41	17		38	20
合計	4,959	818	190	4,803	787	182	4,670	768	173	4,543	717	171	4,442	705	164
		808	148		792	170		853	187		833	225		875	228

※各年度における児童数は5月1日現在の児童数、学童クラブ利用者数は4月1日現在

※学童クラブ利用者数のうち花巻小学校分は、銀河学童クラブ及びわこの家学童クラブの利用者数の合計、若葉小学校分は、花巻学童クラブ及びひまわり学童クラブの利用者数の合計、南城小学校分は、南城学童クラブ及びわんぱく学童クラブ(H29～)の利用者数の合計

※笹間第一小学校及び笹間第二小学校は、笹間学童クラブ（笹間第一小内）を利用

※内川目小学校及び亀ヶ森小学校においては、「放課後子供教室」を実施

② 第1期計画の利用見込み及び確保方策の評価

- ・ 利用見込みに対する実際の利用状況は、平成29年度まではおおむね計画値どおりに推移しましたが、平成30年度からは増加に転じました。特に高学年の利用が増加傾向で、30年度以降計画値に対して3割以上多い利用状況となっています。
- ・ 児童の利用に当たっては、各学童クラブにおいて施設の面積基準の範囲内で可能な限り受入れを行い、ニーズの確保に努めていますが、面積上の制約から平成31年度において待機児童が発生しました。

③ 第1期計画の実施に伴う本市の学童クラブの傾向と課題

【傾向】

- ・ 全体的には児童数が減少傾向にある中、学童クラブの利用児童は増加傾向で、市中心部の学校でその傾向は顕著となっています。
- ・ 高学年の利用が増加しており、児童福祉法の改正に伴う高学年の利用が浸透してきているものと考えられます。

【課題】

- ・ 児童一人当たりの面積基準を満たしつつ、ニーズに対応する必要があり、今後も一定の需要が見込まれる学童クラブについて施設整備等による面積の確保が求められます。
- ・ 学童クラブにおいては、児童を受け入れるための放課後児童支援員の確保が必要であり、最低基準に適合する放課後児童支援員の適正配置が求められます。

■ 第2期計画における学童クラブの利用見込みと確保方策

学童クラブの設置状況

対象小学校	名称	利用施設
花巻小学校	銀河学童クラブ	小学校教室
(花巻小学校ほか)	わこの家学童クラブ	民間施設
若葉小学校	花巻学童クラブ	専用施設
	ひまわり学童クラブ	民間施設
桜台小学校	桜台学童クラブ	専用施設
南城小学校	南城学童クラブ	専用施設
	花南わんぱく学童クラブ	民間施設
湯口小学校	湯口学童クラブ	専用施設
湯本小学校	湯本学童クラブ	専用施設
矢沢小学校	矢沢学童クラブ	小学校教室
宮野目小学校	宮野目学童クラブ	専用施設
太田小学校	太田学童クラブ	専用施設
笹間第一小学校	笹間学童クラブ	小学校教室
笹間第二小学校		(笹間第一小)
大迫小学校	早池峰学童クラブ	公共施設利用

第7章 教育・保育提供区域における教育・保育施設、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業の
実施計画（利用見込み、確保方策）

対象小学校	名称	利用施設
石鳥谷小学校	石鳥谷学童クラブ	専用施設
新堀小学校	新堀学童クラブ	小学校教室
八幡小学校	八幡学童クラブ	小学校教室
八重畑小学校	八重畑学童クラブ	小学校教室
東和小学校	東和学童クラブ	専用施設

【利用見込みと確保方策】

- ・ ニーズ調査で算出した利用見込み数を基本としながら、令和元年度の利用状況とかけ離れた数値となった小学校区においては、当該小学校の今後の見込み児童数に令和元年度の学童クラブ利用率を乗じて利用見込みを算出します。

第7章 教育・保育提供区域における教育・保育施設、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業の実施計画（利用見込み、確保方策）

区域	項目	H31(R1)※現状		R2		R3		R4		R5		R6	
		低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年
全域	利用見込み	875	228	912	204	874	195	855	191	828	184	817	178
	確保 / 差引	1,103		1,116		1,069		1,046		1,012		995	
花巻	利用見込み	66	31	72	27	69	26	67	25	66	25	67	25
	確保 / 差引	97		97	-2	97	2	97	5	97	6	97	5
若菜	利用見込み	137	7	133	10	133	10	133	10	128	10	123	10
	確保 / 差引	144		143		143		143		138		133	
桜台	利用見込み	85	23	87	15	85	15	82	15	82	14	82	15
	確保 / 差引	108		102		100		97		96		97	
南城	利用見込み	107	17	114	12	115	12	112	12	112	12	113	12
	確保 / 差引	124		126		127		124		124		125	
湯口	利用見込み	55	12	53	13	48	12	47	12	44	11	41	10
	確保 / 差引	67		66		60		59		55		51	
湯本	利用見込み	44	17	43	18	38	16	39	17	38	16	37	15
	確保 / 差引	61		61		54		56		54		52	
矢沢	利用見込み	77	36	84	36	79	34	77	33	74	32	73	31
	確保 / 差引	113		120		113		110		106		104	
宮野目	利用見込み	59	1	71	2	69	2	68	2	66	2	66	2
	確保 / 差引	60		73		71		70		68		68	
太田	利用見込み	36	18	40	16	37	15	36	15	32	13	29	12
	確保 / 差引	54		56		52		51		45		41	
笹間1・2	利用見込み	29	7	30	4	28	3	25	3	23	3	27	3
	確保 / 差引	36		34		31		28		26		30	
大迫	利用見込み	21	2	20	3	18	3	18	3	17	3	18	3
	確保 / 差引	23		23		21		21		20		21	
内川目	利用見込み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確保 / 差引	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
亀ヶ森	利用見込み	0	0	1	1	1	2	1	1	1	2	1	2
	確保 / 差引	0		2	-2	3	-3	2	-2	3	-3	3	-3
石鳥谷	利用見込み	40	8	42	6	38	6	38	6	37	6	38	6
	確保 / 差引	48		48		44		44		43		44	
新堀	利用見込み	24	10	23	7	21	7	20	7	19	6	17	5
	確保 / 差引	34		30		28		27		25		22	
八幡	利用見込み	34	0	32	2	31	2	30	1	31	2	31	1
	確保 / 差引	34		34		33		31		33		32	
八重畑	利用見込み	23	19	27	14	25	13	25	13	24	13	23	12
	確保 / 差引	42		41		38		38		37		35	
東和	利用見込み	38	20	40	18	39	17	37	16	34	14	31	14
	確保 / 差引	58		58		56		53		48		45	

※ 笹間第一小学校と笹間第二小学校は、笹間学童クラブ（第一小学校の余裕教室を利用）を利用

※ 内川目小学校と亀ヶ森小学校は、放課後子供教室を開設している

【確保方策の設定の考え方】

- ・ 確保方策は、各学童クラブ施設の活動面積を児童一人当たりの基準面積（1.65㎡）で割り返した数値で算出しています。
- ・ 確保方策が継続して不足する学童クラブについては、待機児童が発生している状況にあることから、施設の増築などを検討し、活動場所の確保に努めます。

【課題や今後の方向性】

- ・ 学童クラブ毎の運営内容に差異があることから、平成27年度に策定した「花巻市学童クラブ運営指針」に基づき、標準仕様として望ましい姿となるよう助言等の支援を行います。
- ・ 対象児童の拡大など利用者数の増加に対応するため、今後の入所児童数の推移を見極めながら、施設整備の検討を行うとともに、放課後児童支援員の確保に努めます。
- ・ 施設の老朽化が進んでいる学童クラブの改築・修繕を進めていきます。
- ・ 障がいのある児童や支援を必要とする児童の受入れについて、小学校や保育園等と連携するとともに、保護者や地域と協力しながら充実に努めます。
- ・ 放課後児童支援員（指導員）の研修の機会を確保し、質の向上に努めます。

(6) 子育て短期支援事業

施策Ⅰ-1 事業No.8

【事業概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等への入所により、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

<利用料金（1日当たり）>

世帯区分	区分1	区分2	区分3
	生活保護世帯・ひとり親家庭等で市民税非課税世帯	市民税非課税世帯（ひとり親家庭等を含み左欄該当世帯を除く）	その他の世帯
短期入所生活援助事業			
2歳未満児	0円	1,100円	5,350円
2歳以上児	0円	1,000円	2,750円
夜間養護等事業			
平日の夜間の場合	0円	300円	750円
休日の場合	0円	350円	1,350円
緊急の必要がある場合	0円	300円	750円

<実施施設> 児童養護施設、乳児院

【利用実績】

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度(見込)
ショートステイ	15人日	14人日	19人日	7人日	7人日
トワイライトステイ	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【利用見込みと確保方策】

- ・ この事業の利用形態は、育児不安、虐待の防止等の利用に主眼を置いています。
- ・ 実際の相談によると、働き方や生活上の調整で養育が可能な場合が見受けられます。
- ・ 利用見込みは利用実績を参考として算出します。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
利用見込み(①)	30人日	30人日	30人日	30人日	30人日
確保方策(②)	30人日	30人日	30人日	30人日	30人日
差引(②-①)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【確保方策の設定の考え方】

- ・ 現在、短期入所生活援助事業（ショートステイ）が4箇所となっており、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保するものとしています。

【課題や今後の方向性】

- ・ 近年は保護者の疾病のほか、養育力不足に伴う保護に至る前の利用のケースも発生していること、利用希望日の実施施設の受入れ体制が整わない場合など、当市のニーズに対応できない場合も想定されることから、実施施設との連携を図り、受入れ態勢の確保に努めます。
- ・ 利用可能な他制度の情報提供に努めます。

(7) 乳児家庭全戸訪問事業

施策Ⅱ-1 事業No.62

【事業概要】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供を行うとともに、母と子の心身の状況や育児環境の把握を行い、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

<対象者> 生後4か月までの乳児とその保護者

<訪問者> 保健師、助産師

<利用料金> 無料

【利用実績】

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度(見込)
訪問人数	636人	596人	602人	572人	520人

【利用見込みと確保方策】

- ・ 今後も全戸訪問をめざし、利用見込み設定は、当該年度の出生見込数とします。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
利用見込み(①)	569人	557人	546人	531人	517人
確保方策(②)	569人	557人	546人	531人	517人
差引(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人

【確保方策の設定の考え方】

- ・ 乳児家庭全戸訪問事業については、「こんにちは赤ちゃん事業」という名称で、保健師等が乳児のいる家庭を訪問し、実施しています。
- ・ 少子化、核家族化により孤立し、祖父母や近隣住民からの援助もない中で子育てをしていく保護者が不安に陥ることなく、安心して子育てができるよう必要な支援や助言を行うために、引き続き全戸訪問に努めていきます。
- ・ 今後の見込み量に対する提供体制は、マンパワーの確保に努めてまいります。

【課題や今後の方向性】

- ・ 訪問を拒むなど虐待のおそれや何らかの問題を抱えている家庭の早期発見と早期解決に努めます。

(8)-1 養育支援訪問事業

施策Ⅱ-1 事業No.62・63

【事業概要】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

<支援内容> 保健師・助産師・保育士・栄養士による育児相談、見守り活動

<対象者> 養育支援が必要な家庭

<訪問者> 保健師・助産師等

<利用料金> 無料

【利用実績】

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度(見込)
訪問人数	114人	86人	94人	121人	135人

【利用見込みと確保方策】

- ・ 支援を必要とする対象者は、増減はあるものの近年は増加傾向にあります。利用実績を参考に設定しています。
- ・ 専門職（保健師・助産師）による訪問体制を継続します。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
利用見込み (①)	130人	130人	130人	130人	130人
確保方策 (②)	130人	130人	130人	130人	130人
差引 (②-①)	0人	0人	0人	0人	0人

【確保方策の設定の考え方】

- ・ 養育支援訪問員の確保、拡大を図り、妊娠期より支援が必要となる母を早期に把握するなど、実施体制の充実に努めます。

【課題や今後の方向性】

- ・ 妊娠期の支援が必要な妊婦を早期に把握するために医療機関との連携に努めます。

(8)-2子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
（その他要保護児童等の支援に資する事業）

施策Ⅶ-1 事業No.1000

【事業概要】

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員の専門性やネットワーク構成員（関係機関）の連携強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

【利用見込みと確保方策】

- ・ 地域の子どもの安全・安心のための支援ネットワーク機能の強化を図るため、要保護児童対策地域協議会実務者会議を開催します。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
利用見込み (①)	5回	5回	5回	5回	5回
確保方策 (②)	5回	5回	5回	5回	5回
差引 (②-①)	0回	0回	0回	0回	0回

【確保方策の設定の考え方】

- ・ 要保護児童対策地域協議会実務者会議を定期的を開催することにより、関係機関との連絡調整、情報交換を行い、地域の子どもの安全・安心のための支援ネットワーク機能の強化に努めます。

【課題や今後の方向性】

- ・ 児童を取り巻く環境は、核家族化や女性の社会進出などを背景として大きく変化しており、要保護児童の内容も複雑多岐になっています。要保護児童対策地域協議会実務者会議を開催し、関係機関との連携により、対象児童の把握と早期解決に努めます。

(9) 地域子育て支援拠点事業

施策 I - 1 事業No.3・4

【事業概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

現状の実施体制は次のとおりです。

直営3箇所：こどもセンター、宮野目保育園地域子育て支援センター

大迫保育園地域子育て支援センター

委託3箇所：若葉保育園地域子育て支援センター、石鳥谷町地域子育て支援センター

土沢保育園地域子育て支援センター

【利用実績】

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
利用者数（就学前児童）	18,104人回	17,835人回	15,779人回	16,398人回	16,398人回
施設数	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所

【利用見込みと確保方策】

- ・ ニーズ調査結果の計算は、0歳から2歳児までを対象として算出してしておりますが、実際の利用はおもに3歳児未満となっており、ニーズ調査の数値を利用見込みとします。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
利用見込み(①)	17,208人回	17,340人回	16,968人回	16,572人回	16,176人回
確保方策(②)	17,208人回 (6箇所)	17,340人回 (6箇所)	16,968人回 (6箇所)	16,572人回 (6箇所)	16,176人回 (6箇所)
差引(②-①)	0人回	0人回	0人回	0人回	0人回

【確保方策の設定の考え方】

- ・ 現状の実施体制を継続します。
直営：3箇所、委託：3箇所

【課題や今後の方向性】

- ・ 子育ての不安や負担感が軽減され安心して子育てができるよう、多くの子育て家庭に地域の子育て支援拠点として広く周知を図ります。また、地域の関係機関や関係団体等との連携を図ります。

(10) 一時預かり事業

施策 I - 2 事業No.14

【事業概要】

《一時預かり事業（在園児対象型を除く）》

家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について、主として昼

間において、保育園などの場所において、一時的に預かる事業です。

<対象児童> 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児

<利用限度> 実施施設により異なる

例) 公立保育園 概ね月12日以内

<利用時間> 実施施設により異なる 概ね8:30～16:30

<利用料金> 実施施設により異なる

例) 公立保育園 1日あたり3歳未満児…2,200円

〃 3歳以上児…2,000円

【利用実績】

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度(仮)
一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	1,464人日	1,472人日	1,564人日	963人日	963人日

【利用見込みと確保方策】

- ・ 利用実績は増減があり一定の傾向が見られないこと、就学前児童数や保育園待機児童数との相関関係も見出し難いことから、利用見込みは過去5年間のうち最も多い利用の年度の実績値を参考に設定します。
- ・ 実施施設は令和2年度実施予定の21箇所で実施すると見込みます。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
利用見込み(①)	1,500人日	1,500人日	1,500人日	1,500人日	1,500人日
確保方策(②)	6,300人日	6,300人日	6,300人日	6,300人日	6,300人日
差引(②-①)	4,800人日	4,800人日	4,800人日	4,800人日	4,800人日

【確保方策の設定の考え方】

- ・ 実施予定の21箇所（公立3箇所、私立18箇所）において、毎日1人、月25日、年12か月の受け入れが可能と仮定します。

【課題や今後の方向性】

- ・ 3歳未満児の保育ニーズの増加と同様に、今後も一時預かりに対するニーズは高いと予測されることから、実施施設の確保や保育士の確保など受け入れ体制の充実に努めます。

(11) 病児保育事業

施策Ⅰ-1 事業No.10

【事業概要】

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。花巻市では平成29年7月に病後児保育室を設置し、病後児の保育を行っています。

【利用実績】

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度(仮)
病後児保育事業	未設置	未設置	74人日	152人日	152人日

【利用見込みと確保方策】

- ・ ニーズ調査結果の数値は、利用実績と大きく異なっていることから、利用見込みとしては、前期計画と同様に小学校3年生（8歳）以下の推計児童数に対し1割程度の利用希望があるものとして算出します。
- ・ 病後児保育室のほか、ファミリー・サポート・センター事業（病後児保育）を継続します。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
ニーズ調査結果（0～5歳）	2,815人日	2,741人日	2,710人日	2,639人日	2,617人日
利用見込み（①）	570人日	570人日	550人日	540人日	530人日
確保方策（②）	病後児保育事業	病後児保育事業	病後児保育事業	病後児保育事業	病後児保育事業
	750人日 (1箇所)	750人日 (1箇所)	750人日 (1箇所)	750人日 (1箇所)	750人日 (1箇所)
差引（②－①）	180人日	180人日	200人日	210人日	220人日

【確保方策の設定の考え方】

- ・ 病後児保育室は1日当たり3人利用できることから、年間250日程度の開設とし、750人日を設定します。

【課題や今後の方向性】

- ・ ニーズに対応できるよう、医師会や関係機関と連携し、病後児保育の実施を推進します。

(12) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

施策Ⅰ－1 事業No.5

【事業概要】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（おねがい会員）と当該援助を行うことを希望する者（あずかり会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

<対象児童> 0歳から小学6年生

<利用時間> 会員間の合意による。ただし、宿泊を伴う活動は行わない。

<利用料金> 平日基本時間1時間当たり500円（午前8時～午後7時）

土・日・祝日1時間当たり600円

基本時間以外1時間当たり600円

病後児保育1時間当たり700円

<登録会員数> おねがい会員670人
 あずかり会員202人
 両方会員22人（令和元年10月末現在）

【利用実績】

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度 ^(見込)
利用件数	1,659人日	1,860人日	1,830人日	2,025人日	2,025人日

【利用見込みと確保方策】

- ・ 利用実績は年度ごとにバラつきがあり一定の傾向が見られないこと、また、利用頻度が高い方の利用状況による影響も少なくないため、過去5年間の最大利用数を参考に設定します。
- ・ ファミリー・サポート・センターは、現在の実施体制を維持します。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
利用見込み(①)	2,000人日	2,000人日	2,000人日	2,000人日	2,000人日
確保方策(②)	2,000人日	2,000人日	2,000人日	2,000人日	2,000人日
差引(②-①)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【確保方策の設定の考え方】

- ・ ファミリー・サポート・センター事業については、現在1箇所での実施ですが、現状と同程度の利用見込みであることから、実施体制はそのまま継続し内容の充実に努めます。
- ・ 出生数の減少や学童クラブの充実による利用者の減少のほか、核家族化や共働き家庭、母親の勤務形態の多様化や長時間化などによる需要の増加も踏まえ、現状と同程度の量を見込みます。

【課題や今後の方向性】

- ・ おねがい会員の幅広い利用時間や急な利用希望に対応できる支援体制の充実に努めるため、あずかり会員の確保が必要であることから、事業の周知、啓発を図ります。
- ・ また、あずかり会員等への講習会の開催を継続し、活動の質の維持、向上に努めます。

(13) 妊婦健康診査

施策Ⅱ-1 事業No.60

【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、[1]健康状態の把握、[2]定期検査、[3]保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊娠期間中、全妊婦を対象に医療機関に委託して、妊婦健康診査と5回の超音波検査を実施しています。

妊婦は母子健康手帳の交付を受ける際に、14回分の妊婦健康診査受診票の交付を受け産科・婦人科にて受診します。

<対象者> 妊婦

<利用回数> 1人当たり14回

<助成金額> 1人当たり110,450円（令和元年度）

【利用実績】

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度 ^(見込)
母子健康手帳交付者数	584人	616人	560人	494人	532人
延べ健診回数	6,960回	7,092回	6,834回	6,005回	6,107回

【利用見込みと確保方策】

- ・ 年間の妊娠届出見込数（各年の0歳の推計児童数）に、1人当たりの平均健診回数1.2回（見込）を乗じ算出します。ただし、転入、早産、妊娠届出週数等により、全員が14回の利用ではありません。

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
利用見込み (①)	人数	569人	557人	546人	531人	517人
	延べ健診回数	6,828回	6,684回	6,552回	6,372回	6,204回
確保方策(②)		6,828回	6,684回	6,552回	6,372回	6,204回
差引(②-①)		0回	0回	0回	0回	0回

【確保方策の設定の考え方】

- ・ 母子保健法に基づく国の基準に基づき実施します。
- ・ 妊婦健康診査事業については、令和元年度現在、4箇所（健康づくり課及び各総合支所健康づくり窓口）で実施しており、今後の見込み量に対する提供体制は、十分に確保できている状況です。

【課題や今後の方向性】

- ・ 医療機関との更なる連携強化に努めます。

第7章 教育・保育提供区域における教育・保育施設、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業の
実施計画（利用見込み、確保方策）

第8章 計画の推進

1 各主体の役割

(1) 家庭の役割

家庭は、子どもが生まれ育つ基本的な場です。その役割が極めて重要であることから、思いやりや自主性、責任感などを育む家庭教育の充実を図り、地域との連携のもとに、家族が親密なふれあいを保ち、相互に助け合える人間関係の形成に努めることが必要となっています。このことから、具体的には次のような役割が求められています。

- ① 父親の積極的な参加により、両親共同で家事や育児を行う。
- ② 子どもの発達段階に応じた多様な生活体験をさせるとともに、家庭生活のなかで役割を持たせる。
- ③ 子どもに乳幼児や高齢者、障がい者等とのふれあいの機会を持たせる。
- ④ 家族ぐるみで各種の地域活動に参加する。

(2) 地域の役割

地域社会は、子どものみならず、地域に住む全ての人々が日々充実した健全な生活を営んでいくための大切な場です。近隣同士の連帯を深めるとともに、町内会・自治会、女性団体、青年団体等それぞれの地域における各種の組織・団体が相互の連携を保ちながら、家庭や行政では十分果たしえない領域を補い合うなど、地域住民の主体的参加による子育てのための相互支援活動に積極的に取り組むことが必要となっています。このことから、具体的には次のような役割が求められています。

- ① 近隣がお互いに助け合える人間関係づくりに努める。
- ② 子どもたちが参加でき、異世代との交流も図られる様々な行事や活動の機会を提供する。
- ③ 遊びや活動の場を整備する。
- ④ 民生・児童委員や子育てボランティア等と連携して地域ぐるみで子育てを支援する。
- ⑤ 各種の健全育成のためのボランティア活動や青少年団体活動などを支援する。
- ⑥ 学童クラブや放課後子供教室の開設・運営を支援する。

(3) 保育施設及び地域型保育事業者の役割

保育施設（保育園・認定こども園）及び地域型保育事業者（小規模保育事業・事業所内保育事業等）（以下この段落において「保育施設等」という。）は、保育を必要とする乳幼児の養護と教育を一体とした保育を行う場であり、また、保育施設等を利用する子どもの保護者を支援する場です。保育施設等は、保護者のみなさんと協力しながら児童の健全な心身の発達を図るとともに保護者の就労を支援してきましたが、就労形態の多様化、女性の職種・職域の拡大などにより、保育ニーズも質的に変化し、かつ、多様化しているほか、地域における人間関係の稀薄化、育児不安の増加、母親の孤立化、虐待などの問題が指摘されるなか、保育施設等は地域における貴重な社会資源として、また、地域における子育て支援の中核的な拠点として、今後ますますその機能を発揮するとともに社会的な役割が求められています。

- ① 低年齢児入所枠の拡大、延長保育や一時預かりなど保護者のニーズを踏まえて、サービスの提供体制を拡充する。
- ② 在宅による育児家庭を対象とする育児相談や園庭開放等の子育て支援活動を行う。
- ③ 蓄積された子育てに関するノウハウの活用や交流の場の提供を行う。
- ④ 地域の子育て支援拠点として、さまざまな相談の窓口となる。
- ⑤ 学校をはじめ、地域社会の関係機関・団体や住民との連携・協働に努める。

(4) 幼児教育施設の役割

幼児教育施設（幼稚園・認定こども園）は、年齢に相応しい様々な活動を仲間と一緒に経験し、心身の発達を助長するための教育の場です。幼児教育施設は義務教育及びその後の教育の基礎を培場所として位置付けられるなどその重要性の認識が広まる中、保護者の就労形態の多様化や地域社会の環境変化などから、地域においては子育て支援の役割も求められています。

- ① 幼小連携により小学校への子どもの育ちを円滑につなげる。
- ② 就労支援としての受け入れ年齢を拡大（低年齢化）する。
- ③ 親子での体験・学習や保護者の交流の場の提供など、子育て支援活動を充実する。
- ④ 保護者の学びや自立の支援をする。
- ⑤ 就園前の親子の行事参加など、子育てネットワークづくりを支援する。

(5) 学校の役割

学校は、子どもたちが成長し人格を形成する過程で、重要な役割を果たす場です。豊かな人間性や社会性を十分に育むことができるよう、地域社会や家庭との連携を十分に深めながら、多様な体験を通じて「生きる力」を育む教育の推進に努めることが必要となっています。このことから、具体的には次のような役割が求められています。

- ① 歴史・文化や自然等とのふれあいの機会を設定する。
- ② ボランティア活動や青少年団体活動等各種地域活動への参加を促進する。
- ③ 保健医療機関等との連携により、健康教育を充実する。
- ④ 家庭生活等で男女の相互協力についての教育を充実する。
- ⑤ 乳幼児等のふれあいの機会を持たせるなど子育て体験の機会を設定する。
- ⑥ 子育てに係る地域住民等の活動の場として校庭や体育館等の施設を開放する。

(6) 事業所等の役割

事業所等は、共働き世帯が増加するなかで、子育て支援についても、その果たすべき役割が一層増大しています。職業生活と子育てを中心とした家庭生活との調和を確保する観点から、就業に関する環境や条件の整備を積極的に推進するとともに、子育てにやさしい環境づくりに向けた自主的活動を展開するなどの社会的な貢献に努めることが必要となっています。このことから、具体的には次のような役割が求められています。

- ① 勤務時間の短縮や完全週休2日制の実施に努める。
- ② 育児休業の実施と活用しやすい職場づくりに努める。
- ③ 再雇用制度やフレックスタイム制等の導入に努める。

- ④ 女性従業員に対する母性保護措置等の充実に努める。
- ⑤ 子育てに係る地域住民等の活動の場として、企業等の保有する各種施設の開放に努める。
- ⑥ 授乳スペースやおむつ替えコーナーの設置、子ども連れ家族への優遇など、子育て家庭が利用しやすい環境整備に協力する。

(7) 行政の役割

子育てにやさしい環境づくりは、広範な領域や分野にわたることから、行政においては、各担当課が整合性をもって取り組みを進められるよう連携体制の確立を図るとともに、地域の実情に応じ、民間と行政が一体となった着実かつ効果的な施策の推進を図る必要があります。このことから、具体的には次のような役割を推進します。

- ① 子育てにやさしい環境づくりをはじめとした少子化対策の有機的連携を図りつつ、関連施策の総合的、計画的推進に努める。
- ② 民間の団体等が行う子育て支援に関連する自主的な取り組みを支援する。
- ③ 各種広報活動等を通じて子育て支援の啓発に努める。
- ④ 子育てについての住民ニーズを踏まえ、適切な子育て支援施策を展開する。

2 教育・保育の一体的提供

幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化に対し、柔軟に子どもを受け入れられる施設である認定こども園は、本市において第1期計画期間内に幼稚園及び保育園からの移行や新規開設が一定程度行われ、普及が図られています。

第2期計画においても幼稚園・保育園からの移行などについて必要な支援を行い、保護者の多様なニーズに対応できるよう教育・保育の一体的提供に努めます。

3 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子ども・子育て支援法の一部改正により、令和元年10月から「幼児教育・保育の無償化」が始まり、幼稚園・保育園・認定こども園の教育・保育施設や小規模保育事業及び事業所内保育事業等の地域型保育事業を利用する子どもの保育料が無償化となるほか、私学助成を受けている幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業などの施設や事業の保育料等が無償化となる「子育てのための施設等利用給付」が制度化されました。

この制度が円滑に行われるよう、対象保護者の認定や無償化給付の手続きについて、引き続き制度の周知を図ります。

また、幼児教育・保育の無償化の対象施設・事業となるためには国が定める運営基準に適合していることの市町村の確認が必要となります。確認を受けた施設・事業者に対して市は運営状況や無償化事務の指導監督を行うこととされており、県と連携しながら立入調査や指導について適切な実施を図ります。

4 計画の推進体制

(1) 推進体制の確立

本計画の推進は、行政だけでなく、様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ

め、保育園、幼稚園、認定こども園、学校、地域その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組めます。

(2) 情報提供・周知

子育て支援に関する情報及び利用方法のほか、本計画の進捗状況などを、広報や市のホームページ、パンフレット等の作成・配布等を通じて、周知・啓発に努めます。

(3) 広域調整や県との連携

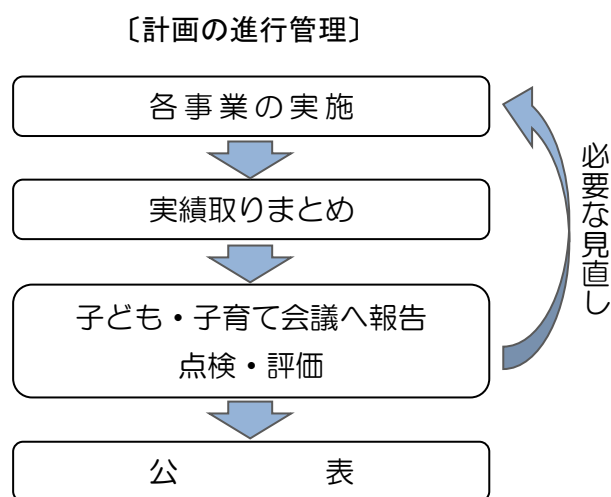
子ども・子育てに関する制度の円滑な運営を図るためには、子どもや保護者のニーズに応じて、保育園や幼稚園等の施設、地域子ども・子育て支援事業等が円滑に供給される必要があります。そのなかで、保育の広域利用、障がい児への対応など、市の区域を越えた広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合については、周辺市町村や県と連携・調整を図り、今後もすべての子育て家庭が安心して暮らせるよう努めます。

5 進行管理

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されているかその進捗状況について把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

そこで、子どもの保護者や子ども・子育て支援に関する事業に従事する者などを含み、幅広い子育て支援に関与する者で構成する「花巻市子ども・子育て会議」において、毎年度、子ども・子育て支援施策の実施状況等について点検・評価し、必要に応じて改善を促します。

教育・保育提供区域における「利用見込み」、「確保方策」についての点検・評価は、認定の状況、施設・事業の利用状況、整備状況等をもとに実施します。



6 計画の見直し

計画に定めた「利用見込み」や「確保方策」に乖離がある場合や、国の制度改正等により、本計画の実施や推進に予定していない事業の創設や変更が生じた場合は、計画の中間年である3年目を目途に必要なに応じて、子ども・子育て会議等を活用して、見直しを行います。



イーハトーブ花巻子育て応援プラン
(花巻市子ども・子育て支援事業計画)

令和 年 月

◆ 発行 岩手県花巻市
〒025-8601 岩手県花巻市花城町9番30号

事務局：教育委員会 教育部こども課
TEL 0198-45-1311
FAX 0198-45-1321
